

相続アドバイザー協議会 特別研修会

SAとして知るべき、もらう人も上げる人も幸せになる贈与

65年ぶりに 贈与のルールがあと二ヶ月半で改正されます

令和5年10月13日（金）



税理士法人 とおやま

税理士・米国公認会計士

遠山 順子



相続税法の遍歴

65年ぶりに変わる贈与のルール

明治38年相続税施行	相続開始前 1 年以内の贈与加算	平均寿命 45歳
昭和33年改正	相続開始前 3 年以内の贈与加算	平均寿命 60歳
平成15年導入	選択後全ての贈与が加算 (相続時精算課税制度新設)	平均寿命 75歳
令和05年改正	相続開始前 7 年以内贈与加算 相続時精算課税制度改正	平均寿命 85歳

老老相続顕在化
相続贈与の一体
課税を狙った！

老老相続が更
に顕著に！

○暦年贈与の加算期間が3年から7年に延長

⇒ 果たして、大增税時代になったのでしょうか？

○相続時精算課税贈与の基礎控除110万円創設

⇒ これからは相続時精算課税贈与を勧めていけば間違いないのでしょうか？

この講座の課題

- ①2つの贈与制度の改正前後の特徴を理解する。
- ②大型の非課税贈与特例はいずれ無くなるので早めに。
- ③その都度なら生活費・教育費は元々**非課税**を利用する。
- ④税務調査で問題になる**贈与の失敗例**を知る。
- ⑤贈与のやり方は家庭ごとに異なる。教育的配慮が出来ないなら贈与は時に害になることも有り。
- ⑥贈与をしないというのも立派な相続対策、但し遺言書はしっかり、残しましょう。
- ⑦あと二ヶ月半で出来る対策を絞り込む

は振り良く
渡したもの
の贈与貧乏



目次

【65年ぶりの贈与税改正でも貰う人も上げる人も幸せになる贈与】

- I. 改正の概要
- II. 改正の背景
- III. 相続対策の二一ズ
- IV. 相続と贈与の違い
- V. 生前贈与の二つの課税方法
- VI. 非課税の現金贈与
- VII. 各大型贈与特例のメリット・デメリットと留意点
- VIII. 贈与税は高い（暦年贈与）？
- IX. 贈与財産に相続税？110万円以下でも
- X. 来年以降の我が家の贈与は何を使う？
- XI. 贈与を有効にするための証拠は何？
- XII. 贈与にまつわるトラブルと解決法

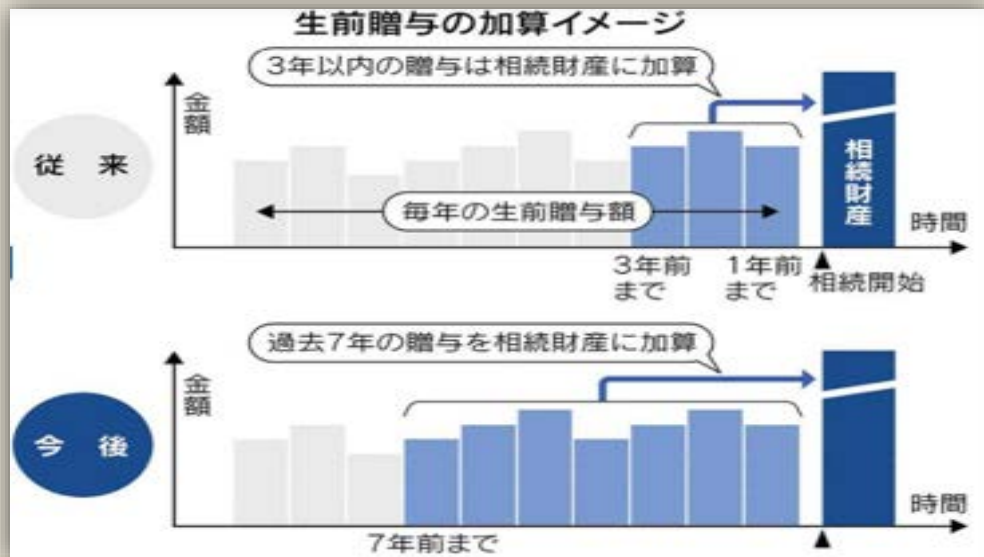


I. 改正の概要（生前贈与見直し迫る）

➤2023年度税制改正、相続贈与税の主なポイント

「生前贈与が変わる、相続時精算課税制度使いやすく」2023年2月24日日経新聞より

- 相続財産に加算する生前贈与を相続開始前**3年から7年**に段階的に延長（**改悪**）
- 相続時精算課税を使う場合、**新たに年に110万円までの贈与が非課税**、かつ**110万円までなら申告不要**（**大改善**）
- 「教育資金の非課税一括贈与」を2026年3月まで延長（少子化対策）
- 「結婚子育て資金の非課税一括贈与」を2025年3月まで延長（少子化対策）
- マンションなど不動産の相続税評価の在り方**2023年にも見直す**（タワマン節税封じ込め）



	暦年贈与	相続時精算課税
	非課税枠	累計2500万円 (特別控除)
	年110万円 (基礎控除)	年110万円の 基礎控除を新設
相続発生時の 贈与財産の扱い	死亡前3年以内は 相続財産に加算	特別控除分は全て 相続財産に加算
	7年以内が 加算対象に	基礎控除分は 加算せず

(注) 太字部分が改正点で、2024年1月1日以降の贈与が対象

マンション評価の新ルール「実勢価額」6割に課税

節税抑止へ来年から 令和5年6月27日 & 30日の日経新聞より

国税庁が「マンション節税」や「タワマン節税」の防止に向け、相続税の算定ルールを見直す方針を固めた。実勢価格を反映する新たな計算式を導入。マンションの評価額と実勢価格との乖離（かいり）が約1.67倍以上の場合に評価額が上がり、高層階ほど税額が増える見通しだ。年間10万人以上の相続財産が課税対象となる中、税負担の公平化を図る狙いがある。

新ルールで税負担が増える可能性がある



東京都内のマンション
(43階建ての23階・築9年)の場合

実勢価格

1億1900万円

従来の評価額

3720万円

相続税額
約12万円

新しい評価額

約500万円増額

約7140万円

約508万円

(注) 国税庁の有識者会議の資料を基に
法定相続人1人の場合で試算

1964年の
国税庁通達
1970年代
に高層マン
ション誕生

実勢価格は築年
数や階数によっ
て計算される！

1億1900万
円×06＝
7140万円

マンション贈与するなら令和5年中がお勧め！

マンションの相続税評価額乖離率による補正計算シミュレーション

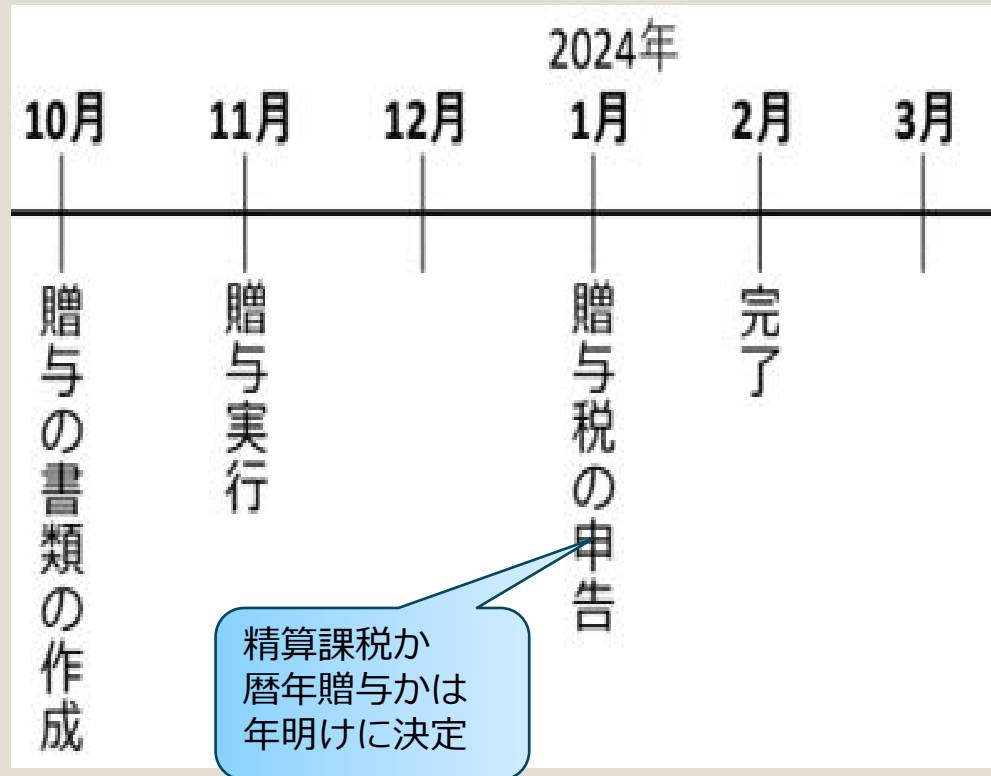
<https://www.happy-souzoku.jp/tool/mansion-hyoukagaku-hosei>

マンションの相続税評価額が、市場価格より著しく低い場合、見直されることになりました。乖離率による補正計算をするツールです。

マンションの情報	
補正前の相続税評価額	<input type="text"/> 万円
マンションの築年数	<input type="text"/> 年
マンションの総階数	<input type="text"/> 階
マンション一室の所在階	<input type="text"/> 階
マンション一室の専有面積	<input type="text"/> (㎡)
マンション一室の敷地権の割合 (分子/分母)	<input type="text"/> / <input type="text"/>
マンションの敷地面積	<input type="text"/> (㎡)

計算する

タワマン贈与するなら年内に実行しよう



改正前後のマンション評価を計算
増差税額を計算



暦年贈与と相続時精算課税
のどちらが有利か検討

私は2022年12月と2023年1月の2度に分けて私のマンションの持ち分の贈与実行！

マンション贈与具体例

(暦年贈与は年を分け人を分けると税負担が軽くなる)

令和3年9階建ての8589万円のマンションを長男が購入、その際に**5000万円**を援助

- ① 1500万円は**住宅取得資金贈与特例**
110万円は暦年贈与に基礎控除で
合計1610万円を長男に無税で**贈与**
- ② **3390万円**分は私の持ち分として登記し、
- ③ 令和4年12月と
- ④ 令和5年の1月に
長男とその妻に4分の1ずつ贈与

結果的に **5000万円**を**40万円の贈与税**コストで移転することができた。

2023年（改正前）贈与のメリット

3390万円がマンションになると
1相続税評価額**836万**（時価の24.6%）

改正後は1.8倍の**1500万円**になることが判明

私の持ち分1/4の209万円を贈与すると
贈与税10万円×2人分×2年分=40万円
（実際には他に登記コスト40万円）

仮に贈与せず、死ぬまで持っていた場合
税率30%とすると450万円の相続税を負担すべきところ、**1/10以下の40万円の贈与税**で移転することができた。

相続時精算課税の方が納税額の負担の少ないケースもある。

使い勝手が良くなった相続時精算課税制度

相続時精算課税が暦年贈与より有利になる例



大した財産ないけど、一人っ子だから、相続税かからないようにしてやろうかしら？

母さん80過ぎて、もうお金使うところないだろう、少しこっちに回してくれないかな？

節税対策：2024年から母が亡くなるまでの10年間実施

	暦年贈与	相続時精算課税
内容	●基礎控除で預金を年110万贈与	●特別控除で子に自宅を贈与 ●基礎控除で預金を年110万贈与
相続財産	3770万 (自宅2200万 預金900万 加算670万)	3100万 (自宅2200万 預金900万)
相続税	かかる (非課税枠※を上回る)	かからない (非課税枠※を下回る)

110万円 × 3 + 100万円 = 410万円だけ減額！

110万円 × 10 = 1100万円減額出来た！

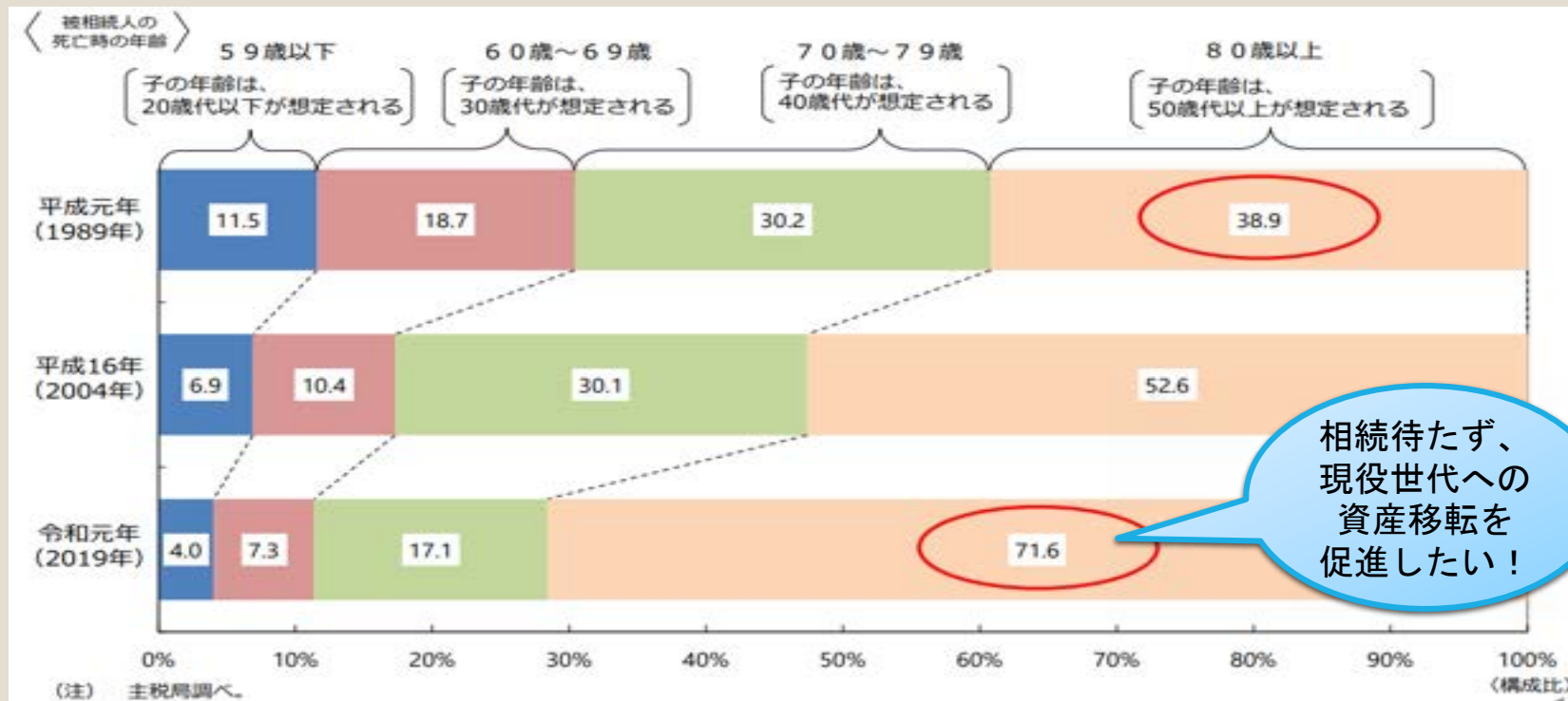
(注) 自宅の価値は変わらないと仮定。※3600万(3000万 + 600万 × 法定相続人1人)

どの制度を使って贈与すべきかは、実際には遺産額・資産構成・年齢・健康状態・相続人の構成によって変わるので注意！

Ⅱ．改正の背景（相続税と贈与の一体課税）

改正に至った背景を知ろう。現行制度の問題点

- ① **老老相続**（被相続人の7割が80歳以上、相続人60代）
- ② **高齢世帯への資産の偏在**（折角の資産が塩漬け）
- ③ **格差固定化**（世代間格差、所得・教育格差）



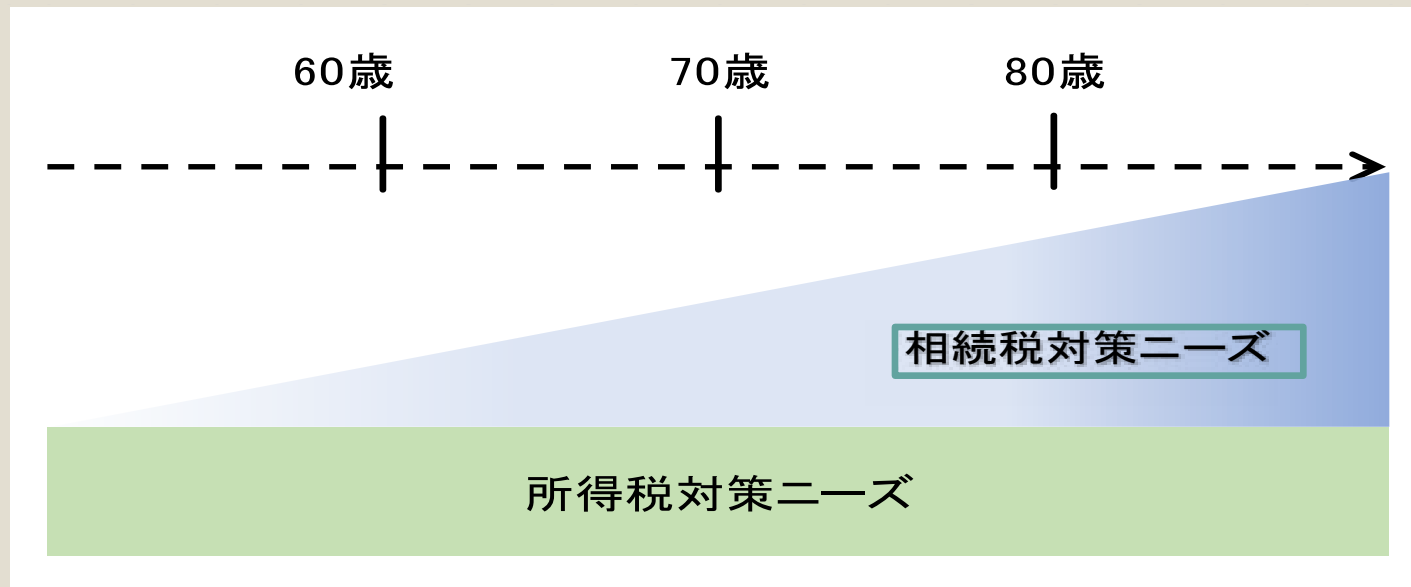
格差固定を生じさせている大型贈与はいずれなくなる

贈与の種類	非課税枠	目 的	適用対象	適用期限
教育資金の一括贈与 異次元の少子化対策	1500万円	学校の入学金、授業料、塾、習い事	30歳未満 (所得1000万円以下)	厳格になって 2026年3月末迄
結婚・子育て資金一括贈与 異次元の少子化対策	1000万円	挙式・披露宴、出産、不妊治療等	18歳以上50歳未満 (所得1000万円以下)	厳格になって 2025年3月末迄
住宅取得等資金贈与	耐震等住宅1000万円 一般住宅500万円	マイホームの新築、中古住宅の購入または増改築等	18歳以上(所得2000万円以下)	2023年12月末迄 恐らく継続
夫婦間での居住用不動産の贈与	2000万円		婚姻期間20年以上	今後続く ただあまりお勧めしない

いずれも要件を満たせば非課税なので、使える方は早めのご利用を！

Ⅲ. 相続対策二一ズ

- ◇ 所得税対策二一ズは年齢に関わらずどの年齢にも
- ◇ 相続税対策二一ズは60代から高まる！
- ◇ 相続対策したがるのは子供、**親は生存対策重要**



相続対策の3大原則（万能な贈与）

①もめない財産分け対策（遺産分割対策）

財産状況を把握して、遺言（自筆、公正証書、秘密証書）

生前贈与（特定の子供や孫へのエコ負担はもめる要因になることも）

②納税資金対策（資金確保）

資産の現金化、保険、**生前贈与**（収益物件で納税資金準備）

③相続税の節税対策（財産を減らす）

※小規模宅地等の特例、保険、**生前贈与**



(相続税の節税対策、贈与は最後に)

財産を減らす 4 つの方法

(1) 自分で使う (趣味娯楽&老後資金)

(2) 人と使う

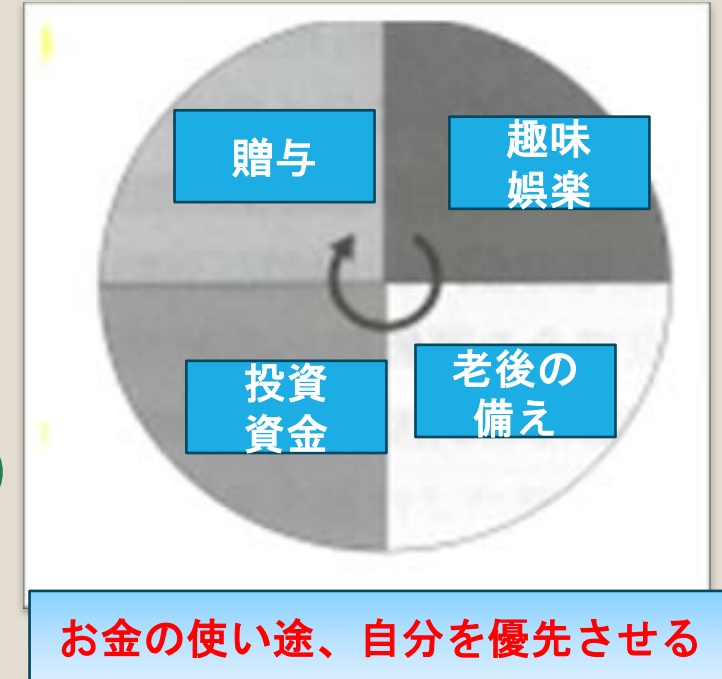
(3) 評価を下げる

望む **同居** (小規模宅地の特例)

必要な **賃貸建物の購入**

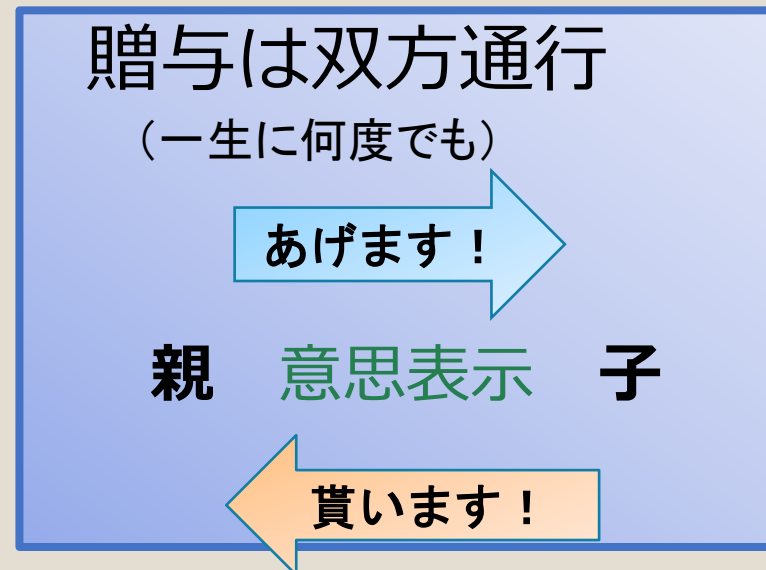
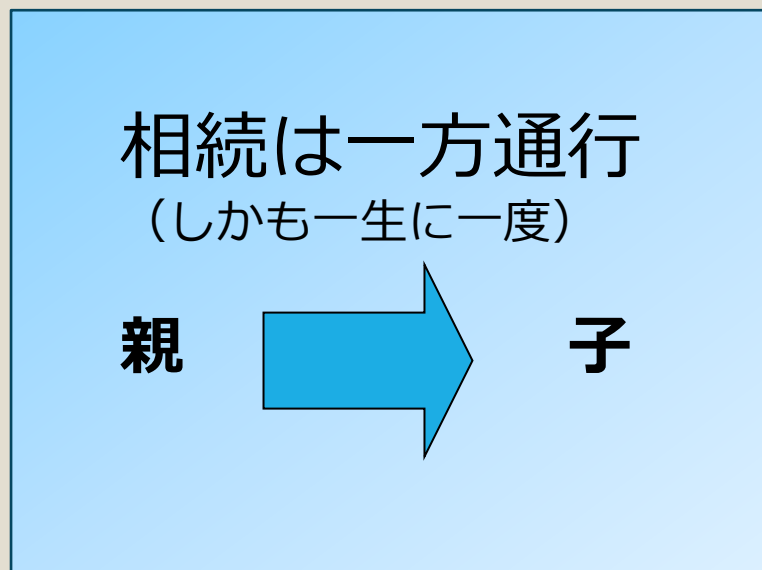
(4) 人にあげる

人生100年時代渡す前に慎重に検討要
『**わ**渡しすぎ、老後の生活赤信号』



IV. 相続と贈与の違い

(1) 贈与は契約



相続財産が減る！
有効活用できる！
感謝を伝えられる！

(2) 生前贈与と遺言書の比較

	生前贈与	遺言書
メリット	<p>確 実</p> <p>感 謝</p> <p>贈与<相続税</p>	<p>公正証書遺言で確実</p> <p>最後まで持てる</p> <p>贈与>相続税</p> <p>不動産の移転コストが低い</p>
デメリット	<p>財産が少なくなる★</p> <p>後でトラブルになる</p> <p>贈与税がかかる★</p> <p>不動産移転コストが高い</p> <p>(生前でも死因贈与でも)</p> <p>★は「死因贈与契約」で解決可能</p>	<p>遺言書が無視★</p> <p>(遺留分・書換・★隠匿)</p> <p>★自筆証書遺言は手書き&検認要で面倒</p> <p>★遺言書保管制度利用で解決</p> <p>★は「死因贈与契約」で解決可能</p>

取得税 3 %
登録免許税
2%

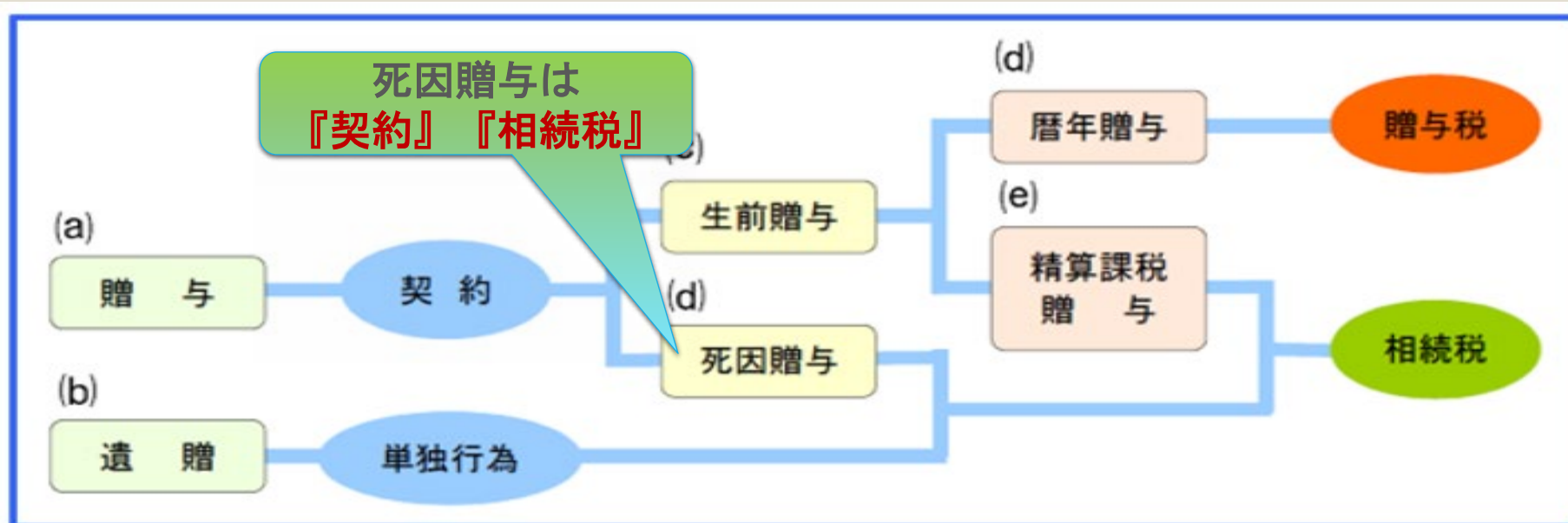
取得税無し
登録免許税
0.4%

最後まで持っていて、確実に相手に渡せる方法として死因贈与を活用

(3) 死因贈与という選択



死因贈与とは、「自分が死んだらA土地をあげます」というように死によって効果が発生する**契約**で、遺言による遺贈に似ているが、贈与を受ける側と贈与者との間で**合意が必要**。贈与財産が不動産の場合、贈与者の承諾を得て所有権移転の仮登記を行うことが出来る。更に**公正証書**で死因贈与契約書を作成し、**執行者**を定めておくことにより、相続人等の承諾を得ることなく仮登記から本登記への手続きを行うことも可能。**ワープロ、代書可**で遺言書に比べ手軽に作成できるが、内容異なるの新しい遺言書が作成されると無効になる。



V. 生前贈与の二つの課税方法（現行）

（１）贈与後に二種類から選択

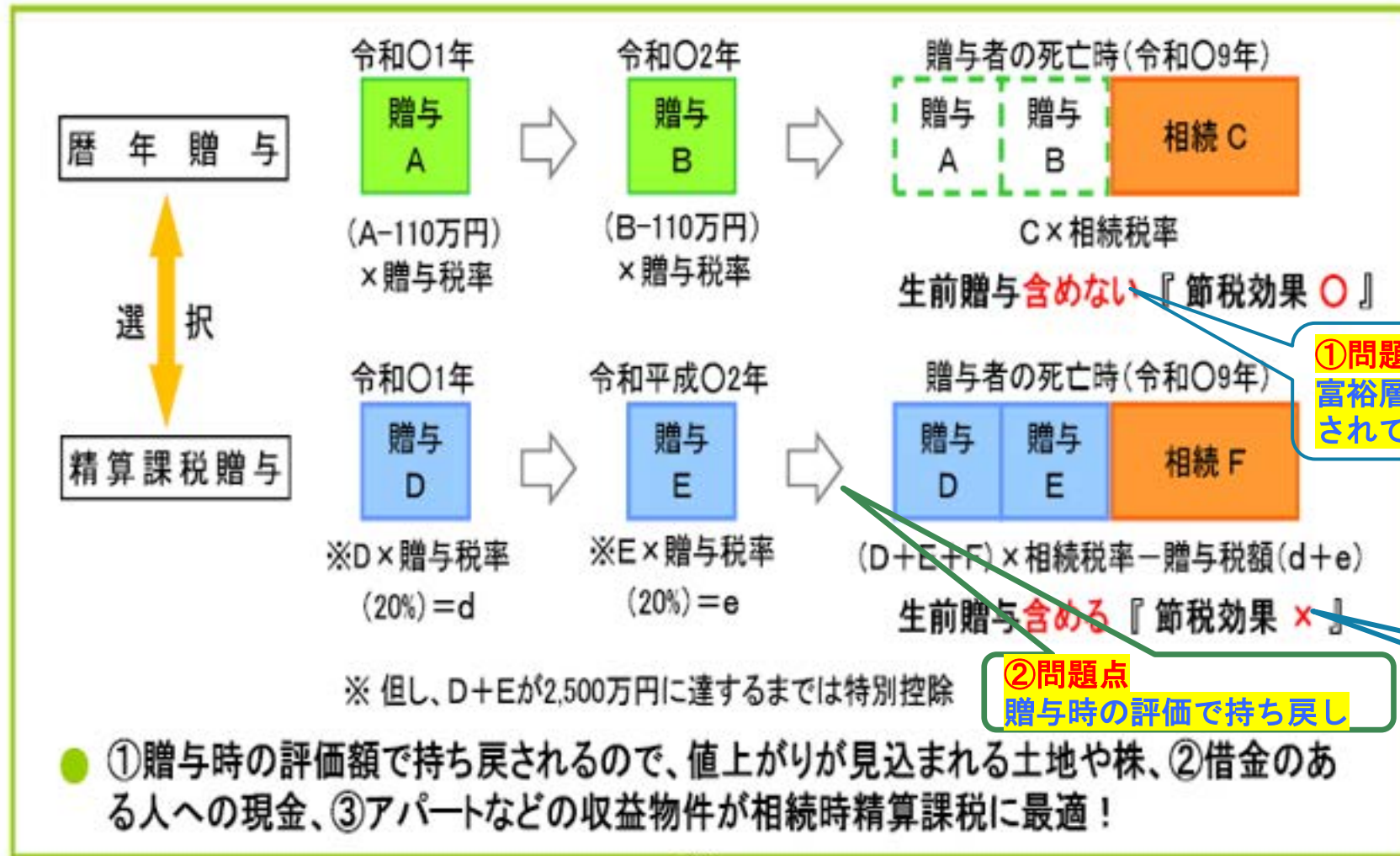
	暦年贈与	相続時精算課税贈与
対 象	誰でも、誰へでも	60歳以上の父母祖父母 ⇒ 18歳以上（成人）の子と孫
税 金	110万円を超えた 超過累進税率	2500万円を超えたら、 20%の仮払い
相続時	3年以内贈与財産 のみ持ち戻し	全て持ち戻し
メリット	相続財産が減る	大型贈与がしやすい
デメリット	大型贈与が難しい	相続財産が減らない

受贈者毎に

贈与者毎に

現行の暦年贈与は3年経てば、相続財産から切り離せる！
相続時精算課税贈与は2500万円の特別控除分も全て相続財産に足戻す。

(2) 精算課税は節税にならないという難点



(3) 不変の二つの贈与制度のメリット比較

	暦 年 贈 与	相続時精算課税
相続財産 が減る	年を分け、人を 分けていけば大 きな財産が減る	減らないが、収益 物件なら、贈与者 の財産が増えない
大型贈与 が出来る	一度にやると重 い贈与税 (早期計画的)	重大な大きな財産 を確実に負担軽く 渡せる

劇的には

相続時精算課税の最大の特徴は**一度選んだら暦年贈与に戻れない!**
(自動継続取り消し不可『行きはヨイヨイ、帰りは怖い税制』)

(4) 我が家はどちらを使う？

91%の人

相続税が掛からない！

精算課税制度 ⇒

- ☆ 遺言書代わりに利用
- ☆ 税の払い過ぎ無し

暦年贈与 ⇒

やっても**110万円以下**

死んでから貰えば
税金ゼロ

9%の人

相続税が掛かりそう！

精算課税制度 ⇒

- ★ 収益物件の贈与
- ★ 値上がる財産
- ★ **110万円基礎控除で相続財産を確実に圧縮させたい(新)**

暦年贈与 ⇒

『戦略的』に実行

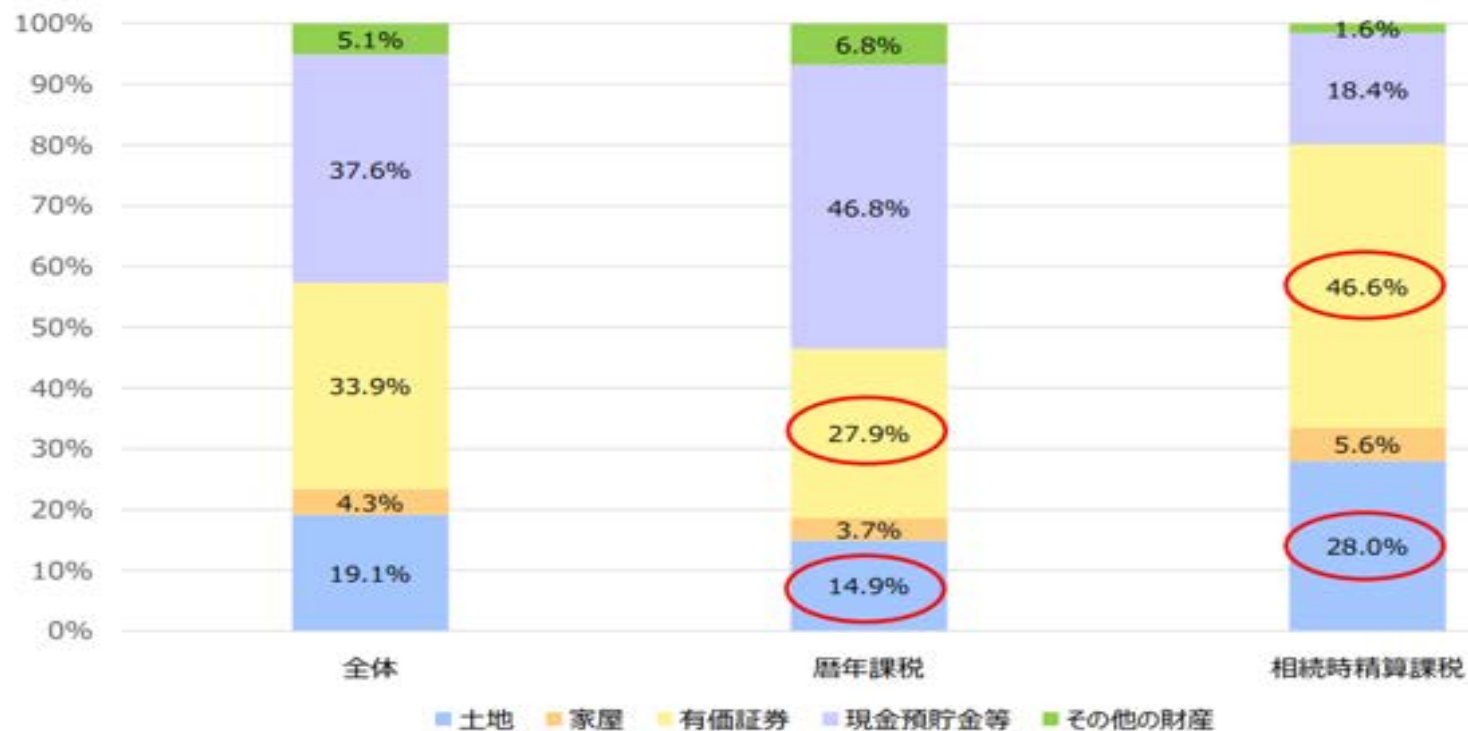
人を分け、年を分けて少ない税金で

二つの贈与制度の特徴は改正後も基本的には変わらない！が、**今までと同様に暦年贈与を使うと将来相続で多く税金を納めることになるケースが生じる。**

(5) 人は『何』を贈与しているか？

贈与税の財産種類別構成割合（令和2年分）

○ 相続時精算課税は、暦年課税と比べ、土地や有価証券の占める割合が高い（現預金の占める割合は低い）。



○ 暦年贈与では現金預金と有価証券の贈与が多い。

○ 相続時精算課税では、有価証券や土地そして建物の占める割合が多い。

その他の財産は会社経営者の方の貸付債権が多い。贈与または、会社が赤字なら債務免除をすることにより相続税回避される。

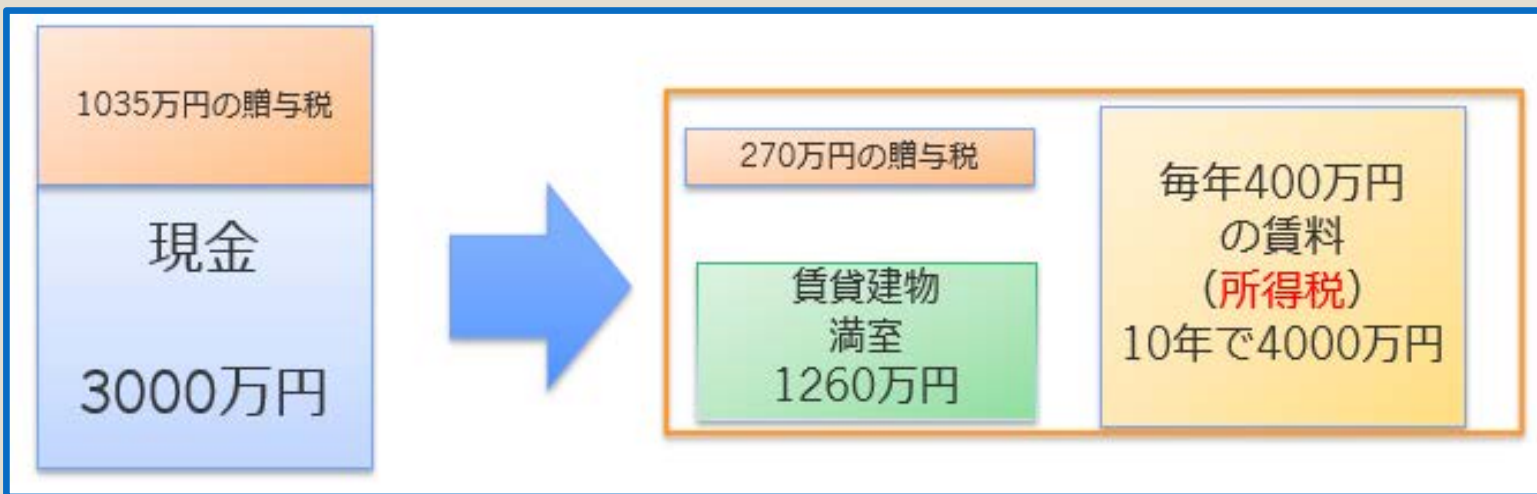
(6) 現金贈与か不動産贈与か？

3千万円の現金贈与

VS

3千万円の収益建物贈与

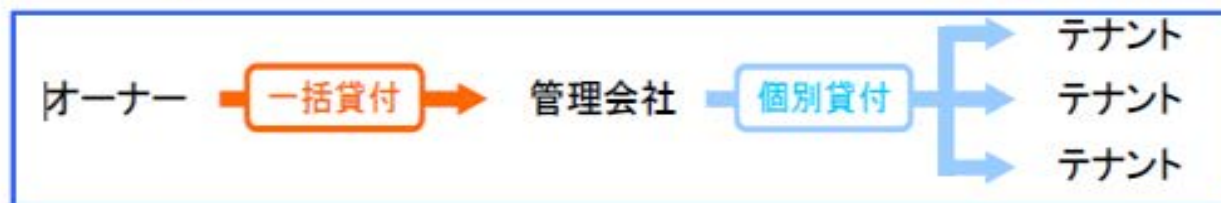
- ◆ 現金だとそのままの評価それを建物に変えると
現金3000万円 $\Rightarrow$ 建物3000万円 $\times 0.6 = 1800$ 万
- ◆ 更に満室賃貸物件になれば評価は
賃貸前1800万円 $\Rightarrow$ 賃貸後1260万円 (固 $\times 0.7$)



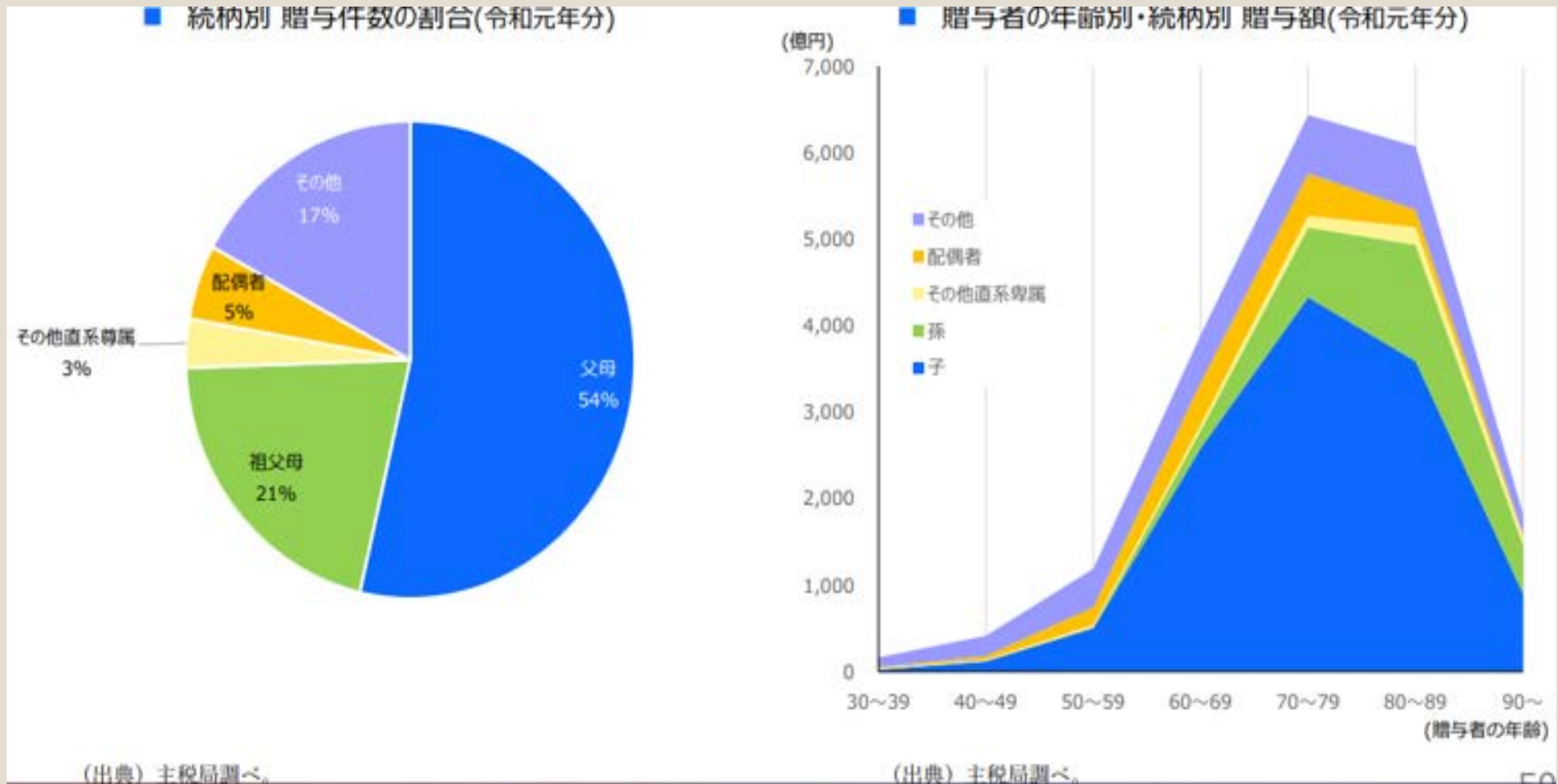
(注意) 入居者が入れ替わる度に更地に



対策としてサブリースの利用



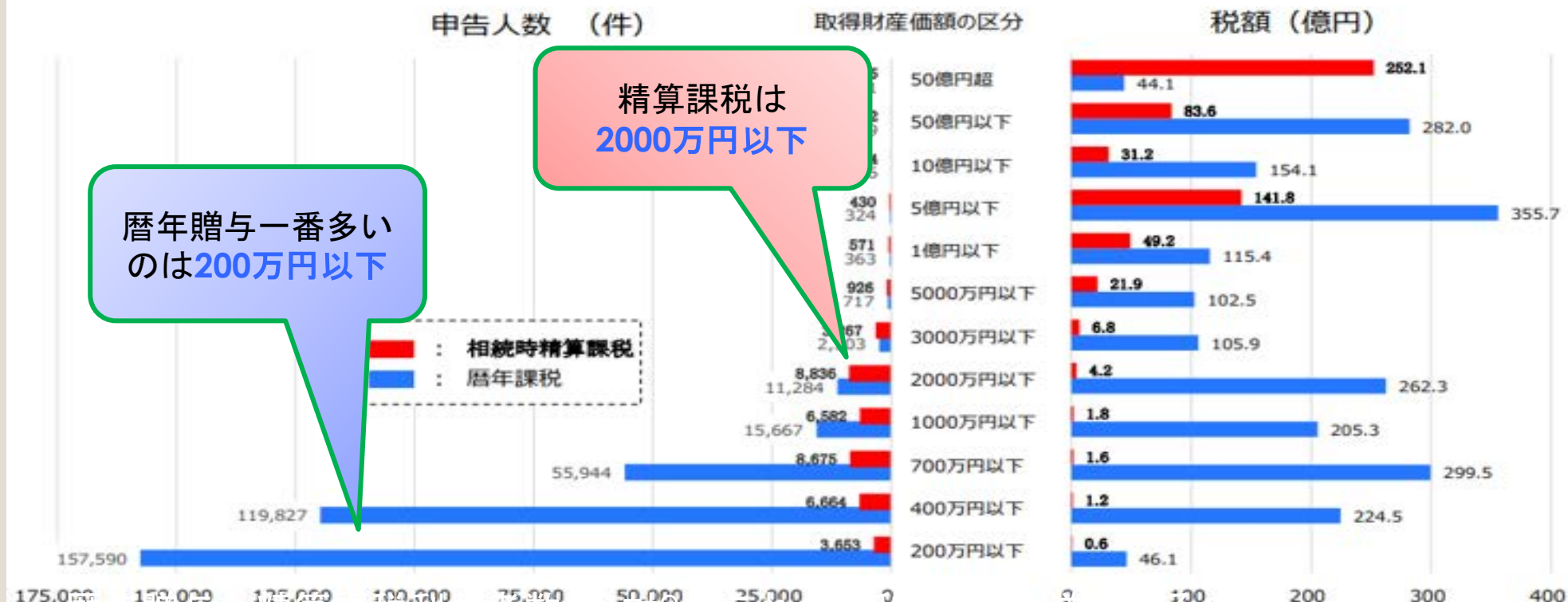
(7) だれが、だれに贈与しているか？ (父母50%超)



- 父母からの贈与が過半数、祖父母からも2割程度存在している。
- 70代が一番贈与者の数が多い。80代以降は判断能力の問題有る。
- ◎ 改正後は祖父母からの贈与が増加するのではないかと予想されている。

(8) 暦年贈与と相続時精算制度の贈与金額

- 暦年課税での受贈者（36.4万人）は、基礎控除額近傍での贈与（200万円以下）が多い。
- 相続時精算課税での受贈者（4.0万人）は、暦年課税と比較すると、より高額での贈与（400万円以下の区分～2,000万円以下の区分）が多い傾向が見られる。



暦年贈与と精算課税利用者数は **9対1** !
 これが令和6年以降逆転するのではないかとされている。その理由は…

(9) 改正の目的は『相続贈与一体課税』

○暦年贈与→亡くなる7年前までの贈与が相続財産になる

なるべく早く贈与しようという気持ちにさせるのが改正の狙い！
高齢者の贈与相手は子供から加算対象にならない孫曾孫に？

○相続時精算課税贈与→110万円の基礎控除を利用できる

これまでとは逆に、暦年贈与より精算課税を選択する人が増える？
同制度を利用するには『選択届出書』の提出が必要になる。→**税務署にずっと監視される♥**

もらったよ二人
の爺さんから
110万円



暦年贈与二人から110万円ずつは
OUT
暦年贈与と精算課税で夫々110万なら
合計で220万円もらっても
SAFE

【懸念事項】 国ははそもそも「相続贈与一体課税」をしたいという願望がある。

ということは今後暦年贈与はなくなり、相続時精算課税制度のみになる可能性も将来的有り♥しかも、110万円の基礎控除の導入は「相続時精算課税制度」を選択させるための誘い水でいずれなくなるかもしれない。

(10) 暦年贈与・相続時精算課税の適用の目安□

1. 暦年課税制度が想定されるケース□

(1) 相続税の税率が**高く**、贈与後7年超**長生きする自信のある**□

資産家の場合□

□

(2) 相続人でない孫嫁等に贈与する場合□

(但し、相続遺贈で財産を取得していない場合に限る) □

□

2. 相続時精算課税制度が想定されるケース□

(1) 評価額の上昇が見込まれる財産を贈与する場合□

(2) 贈与者が高齢な場合で長期に贈与出来ない場合□

(3) **毎年110万円以内でしか贈与しない場合**□

毎年110万円以内でしか贈与しない！（信じてはいけない）

令和5年に10億円（相続税率50%）の資産を遺して亡くなったある女医さんの贈与の履歴

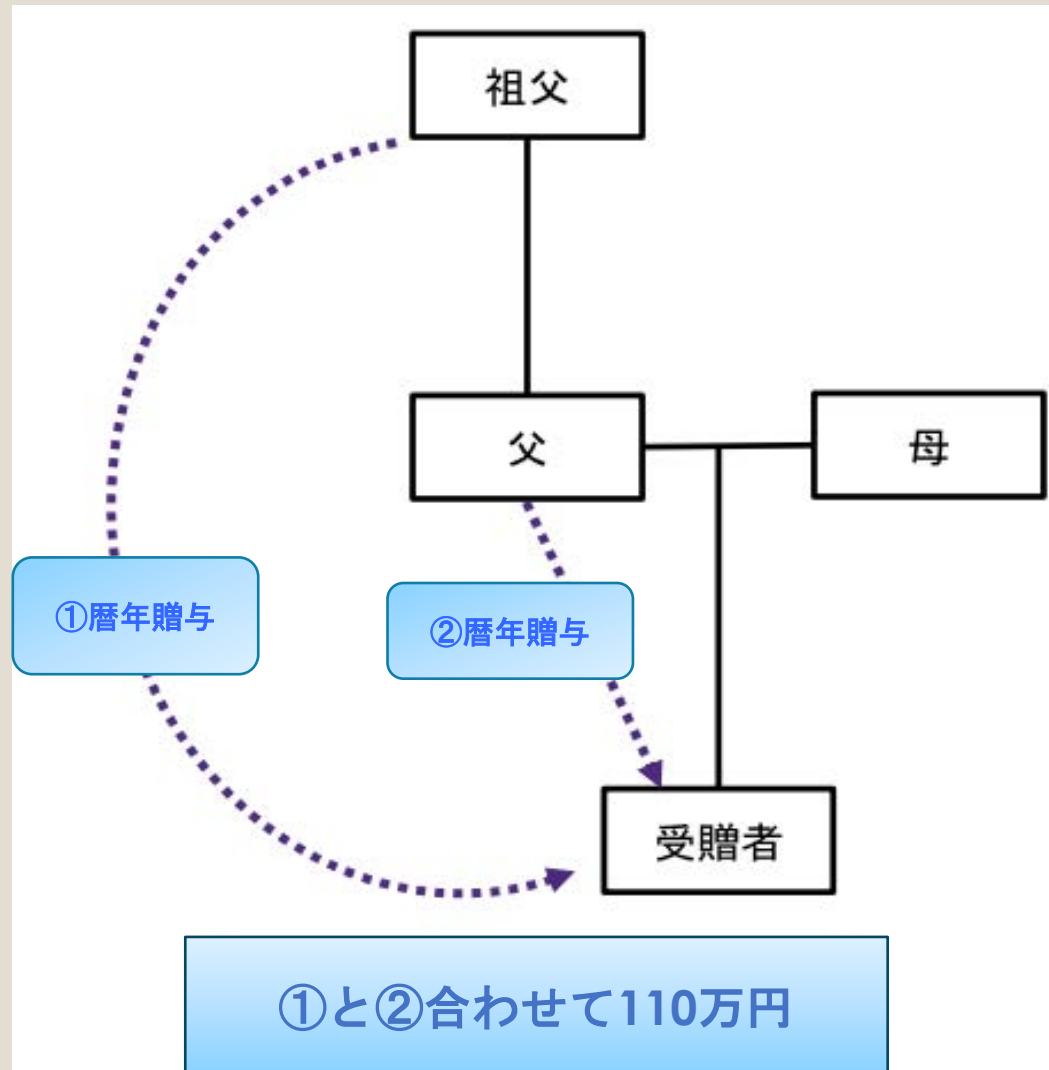
年度	長男（海外居住者）	長女（知的障害者）	贈与税
平成18年		110万円	
平成19年		110万円	
平成20年		110万円	
平成21年		110万円	
平成22年		110万円	
平成23年		110万円	
平成30年迄		毎年110万円	
令和1年	100万円	615万円	71万円（11%）
令和2年	100万円	589万円	65.8万円（11%）
令和3年	100万円	610万円	70万円（11%）
令和4年	100万円	701万円	88万円（12.5%）
合計	400万円	3954万円	294.8万円

結局相続開始前3年間の贈与の合計**2200万円**は贈与が無かったのと同じことに。人は死期が近づかないとなかなか大きな贈与しない傾向があるようです。

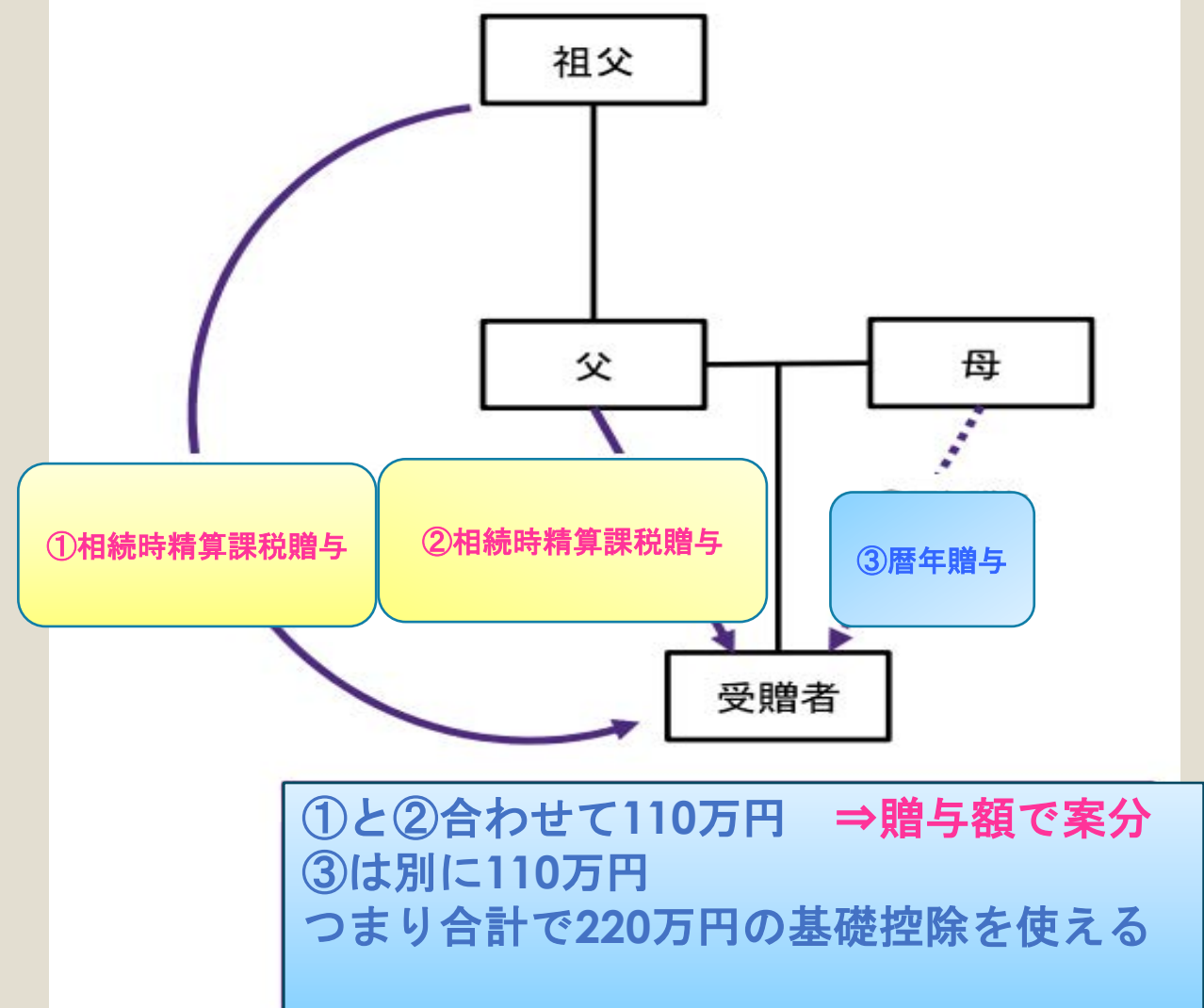


贈与者が複数いる場合の基礎控除の取り扱い

○暦年贈与制度のみの場合



○暦年贈与と相続時精算課税制度を併用する場合



V. 非課税の現金贈与

- ①教育・生活費資金の贈与 **必要な都度、必要な額**ならいくらでも◎**ダントツ**お勧め
- ②教育資金の一括贈与 ひとり1500万円○
- ③住宅取得資金贈与 500万円○
(優良住宅なら、1000万円)
- ④住宅取得資金贈与を奥様にも2000万円▲
- ⑤結婚子育て贈与 おひとり1000万円▲

『教育・生活資金の贈与』がどういう場合に非課税になるかを正しく理解して贈与を実行することが大切！

(1) 非課税になる生活費教育費とは？

扶養義務者間の生活費・教育費に充てるために贈与？

YES ↓

NO ↓

社会通念上

通常必要な金額の範囲内でかつ
必要な都度贈与が行われているか？

YES ↓

NO ↓

贈与税**非**課税

贈与税の**対象**

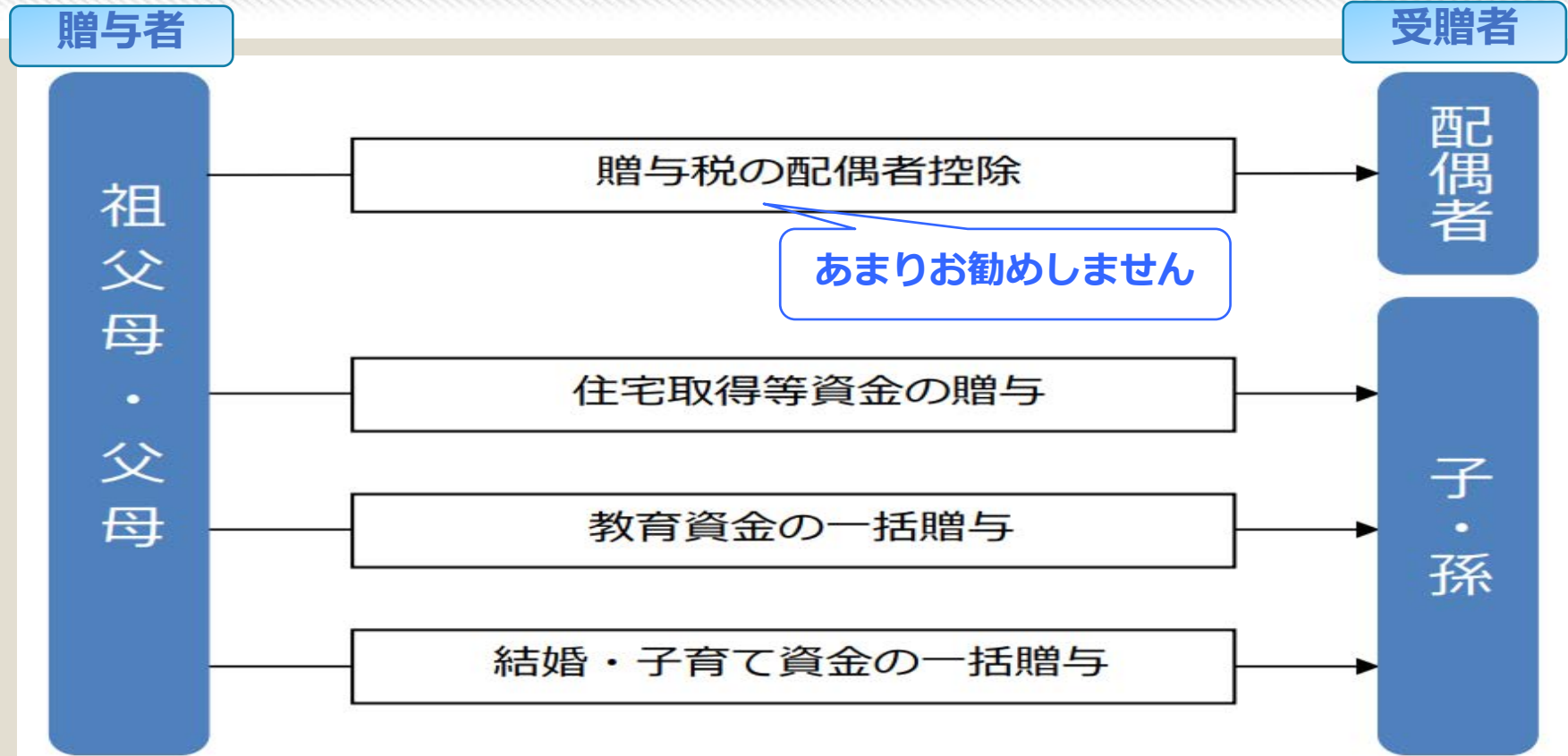
- ①結婚した子供の不妊治療費を負担してやった**OK**
- ②孫に車を買ってやった**×**
- ③別居の妻の生活費を支払った**OK**（残りを預金にしていた**×**）
- ④孫の大学の学費を支払った その都度**OK**、まとめて振込**×**
- ⑤兄の老人ホーム代を負担した**OK**
- ⑥兄の配偶者の老人ホーム代を負担した**×**

(2) 扶養義務者の範囲

(配偶者と直系親族、兄弟姉妹まで)



VI. 各特例のメリット・デメリットと留意点



格差拡大につながる非課税の大型贈与制度は
今後、**見直し縮小廃止**が検討されていく見込み！

(1) 贈与税の配偶者控除使わない方がいい？

贈与税の配偶者控除は

- ①婚姻期間が20年以上である夫婦間で
- ②**国内の居住用の財産**またはその為の**金銭**を贈与した場合の

2000万円（基礎控除加えて2110万円）まで非課税となる特例

【使わない方がいい理由は三つ】

- ①配偶者は1億6千万円又は法定相続分まで相続税無税
- ②配偶者は小規模宅地等の特例で100坪迄は8割引
- ③贈与税は掛からなくても、不動産贈与に伴うコスト（不動産取得税 & 登録免許税）が高い

お前の名義だから息子達に遠慮はいらんぞ♥



2000万円まで
非課税

【使ってもいいケース】

- ①自宅は100坪以上
- ②再婚等で遺産分割が難しい場合
- ③家を新たに建てる際に現金を贈与する場合
- ④高層マンションで土地の持ち分が少ない場合（評価の改正前がお勧め）

(2) 住宅取得資金贈与

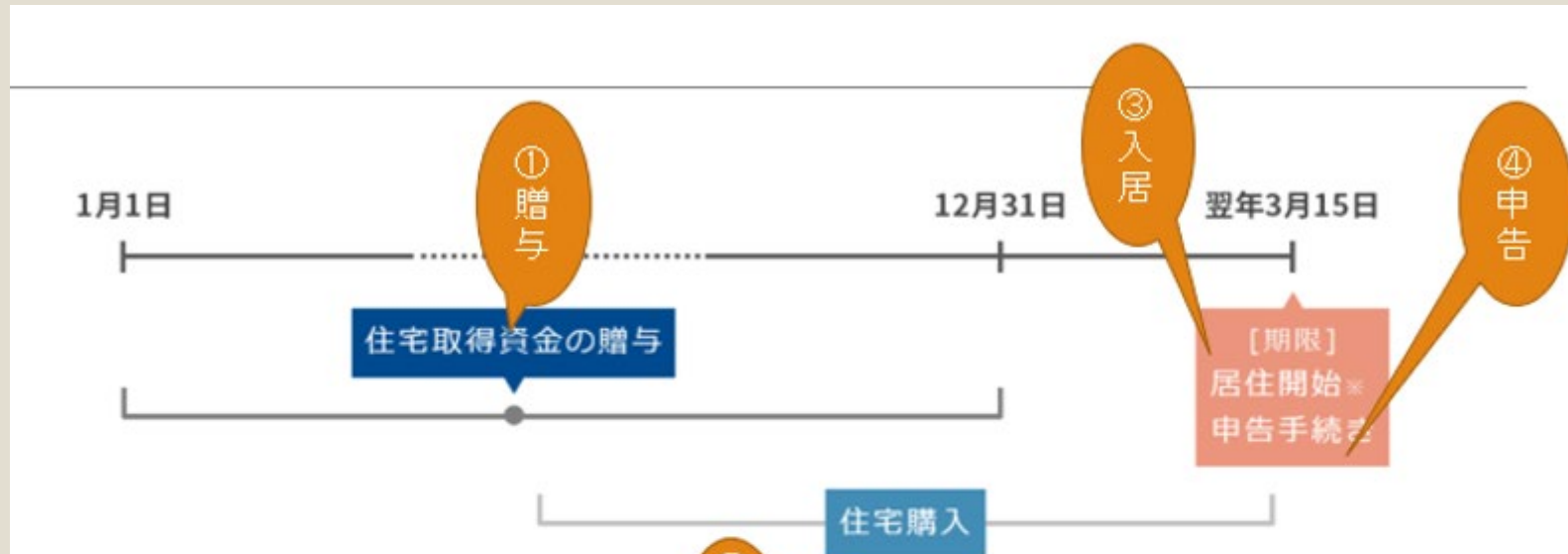
受贈者	直系尊属から住宅取得のための現金贈与を受けた年の1月1日に20歳以上※の子、孫 (贈与年の合計所得金額が2000万円以下※)
贈与財産は現金	新築(中古及び増改築)住宅の取得資金 非課税限度額は省エネ等住宅※1000万円、 それ以外は500万円
居住時期	贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその家 屋に居住すること(未完成の場合は翌年末迄)
住宅	家屋の床面積が50㎡~240㎡以下であること
生前贈与加算	控除された金額は生前贈与の対象外
適用時期	2022年(令和4年)1月1日以降 2023年(令和 5年)12月31日まで 今年で終了?

※2022年4月1日以降は受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に
引き下げられる。 贈与する年の1月1日に18歳である必要がある!

※省エネ等住宅とは、省エネ等基準を満たしているもの

住宅取得資金贈与特例はタイミングが命

(仲介業者は責任重大)



全て満たしているか？

- ①面積要件
- ②所得要件
- ③取得要件
- ④居住要件

【恥ずかしい失敗事例】

- ①49㎡で面積要件満たさず
- ②取得後に現金贈与
- ③3月15日までに居住できず
- ④申告忘れた

(3) 教育資金の一括贈与 (徐々に厳格に)

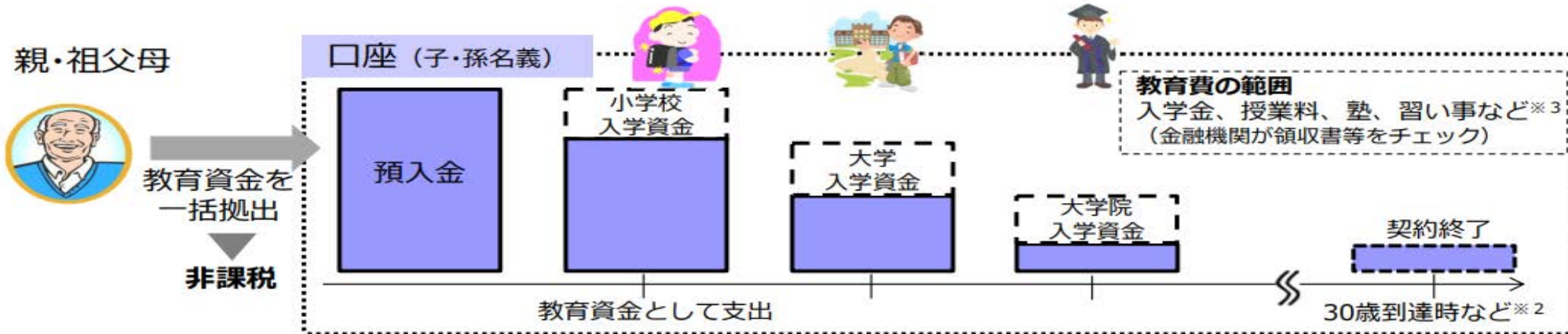
- 概 要：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に教育資金を一括して拠出した場合には、**1,500万円まで非課税**とする。
- 適用期間：平成25年4月1日～令和5年3月31日
- 受贈者：子・孫（0歳～29歳、合計所得金額1,000万円以下）
- 贈与者死亡時：死亡時の残高を相続財産に加算※1
- 契約終了時：残高に対して、贈与税を課税

3年延長

令和8年3月31日迄



贈与後使い切る前に夫が死んだら？



※1 受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、加算の対象外。

※2 (1)30歳に達した日（学校等に在学・教育訓練を受講中の場合を除く）、(2)30歳に達した日後に年間で学校等に在学・教育訓練を受講した日があった年の年末、(3)40歳に達した日、(4)信託財産等がなくなった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

※3 23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費用に限定。

（参考）令和4年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：25万2,090件、信託財産設定額：約1兆8,814億円

贈与者の死亡時の相続税の課税価額が5億円を超える場合は23歳未満でも加算の対象となる。また、原則30歳の時の使い残しに贈与税が課税されるが、税率の有利な特例税率ではなく、**一般税率**になる。

(4) 結婚子育て一括贈与 (2年延長)

使い残り贈与者の相続時に相続税課税、孫は**2割**

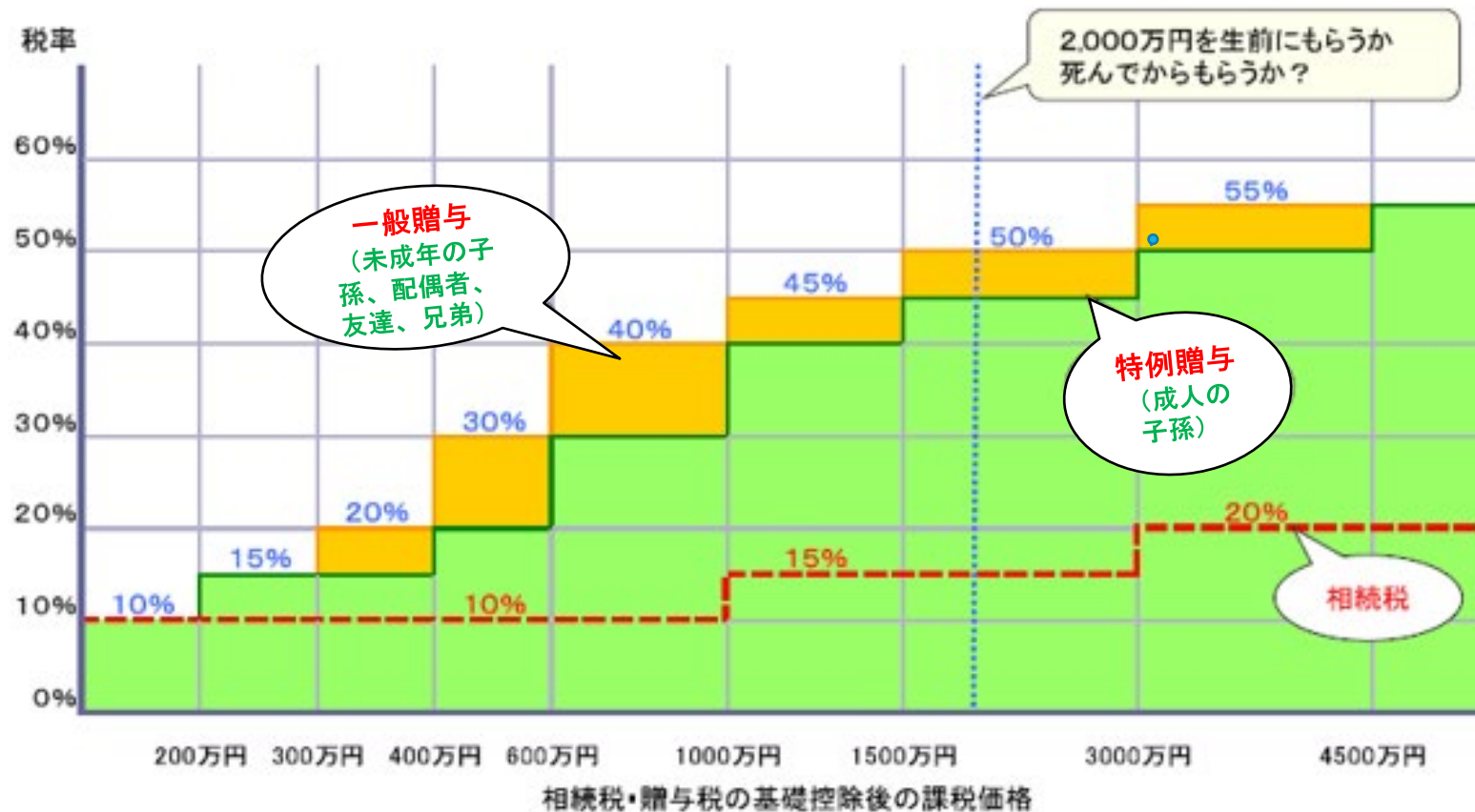
2年延長で令和7年3月31日迄



相続時の使い残しは相続税が課税され、50歳の時の使い残しは**一般税率**で贈与が課税される。節税にならないので、人気なく使われていない。

VII. 贈与税は高い（暦年贈与）？

（1）相続税と2つの贈与税の税率



410万円（基礎控除後300万円）を超える贈与で差が出る。
500万円の贈与になると一般53万円特例48.5万円と4万5千円の差が生じる。

(2) もらう人によって税率が変わる

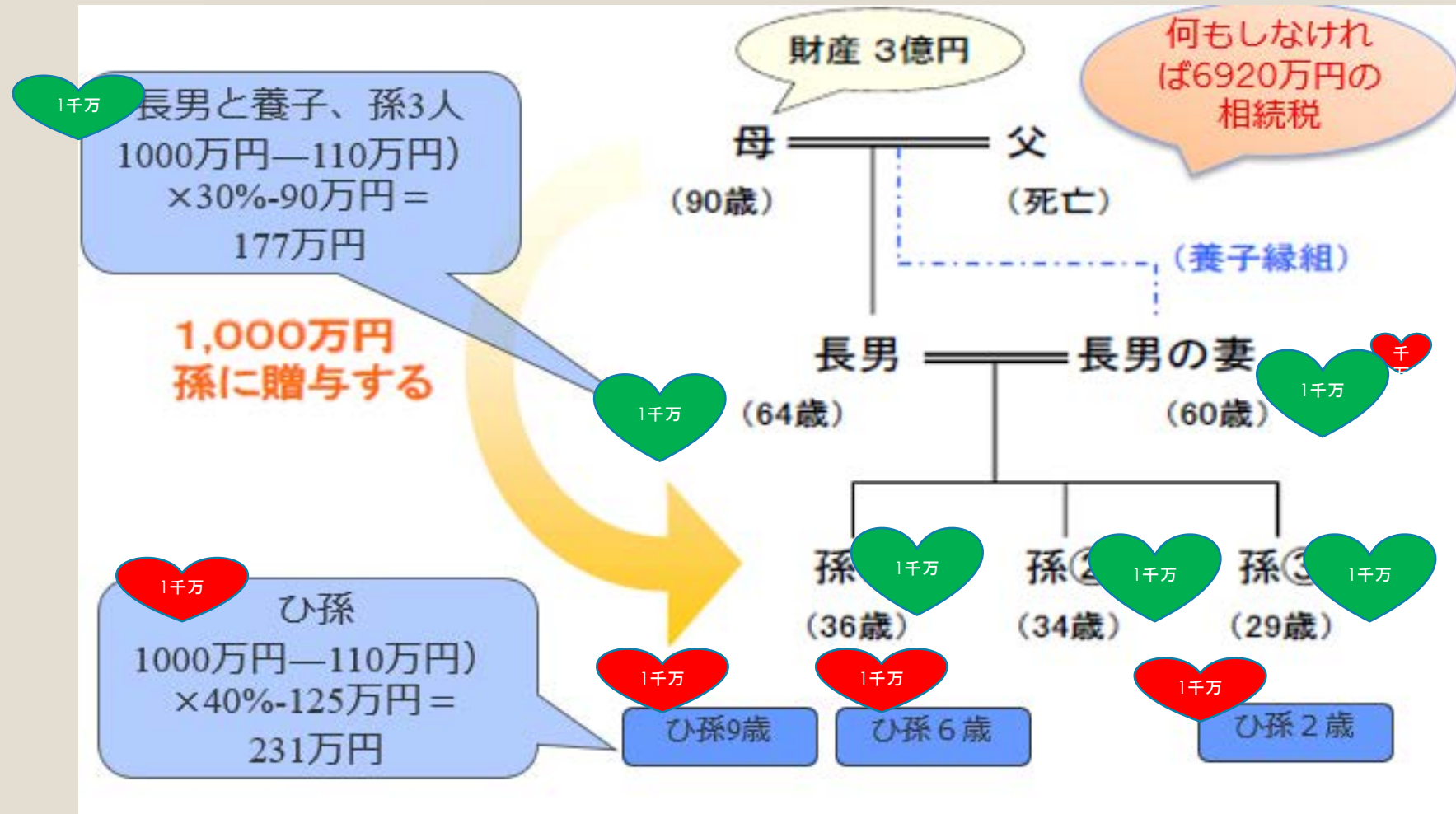
基礎控除の110万円控除後に使う
例) 310万円 - 110万円 = 200万円

【贈与税の速算表】

右記以外			直系尊属→20歳以上の者		
課税価格(基礎控除後)	税率	控除額	課税価格(基礎控除後)	税率	控除額
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	600万円以下	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円以下	40%	125万円	1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円以下	45%	175万円	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円以下	50%	250万円	4,500万円以下	50%	415万円
3,000万円超	55%	400万円	4,500万円超	55%	640万円

※ 令和4年(平成34年)4月1日以後 18歳以上

渡す相手によって税額が変わる



長男とその妻（養子）なら確実に贈与税は安いですが、相続時の加算が心配□
ということで、三人の成人の孫にも千万円ずつ贈与することにした。□

いくら贈与しますか？ 3億円相続人2人のケース
 贈与すると相続税が安くなる

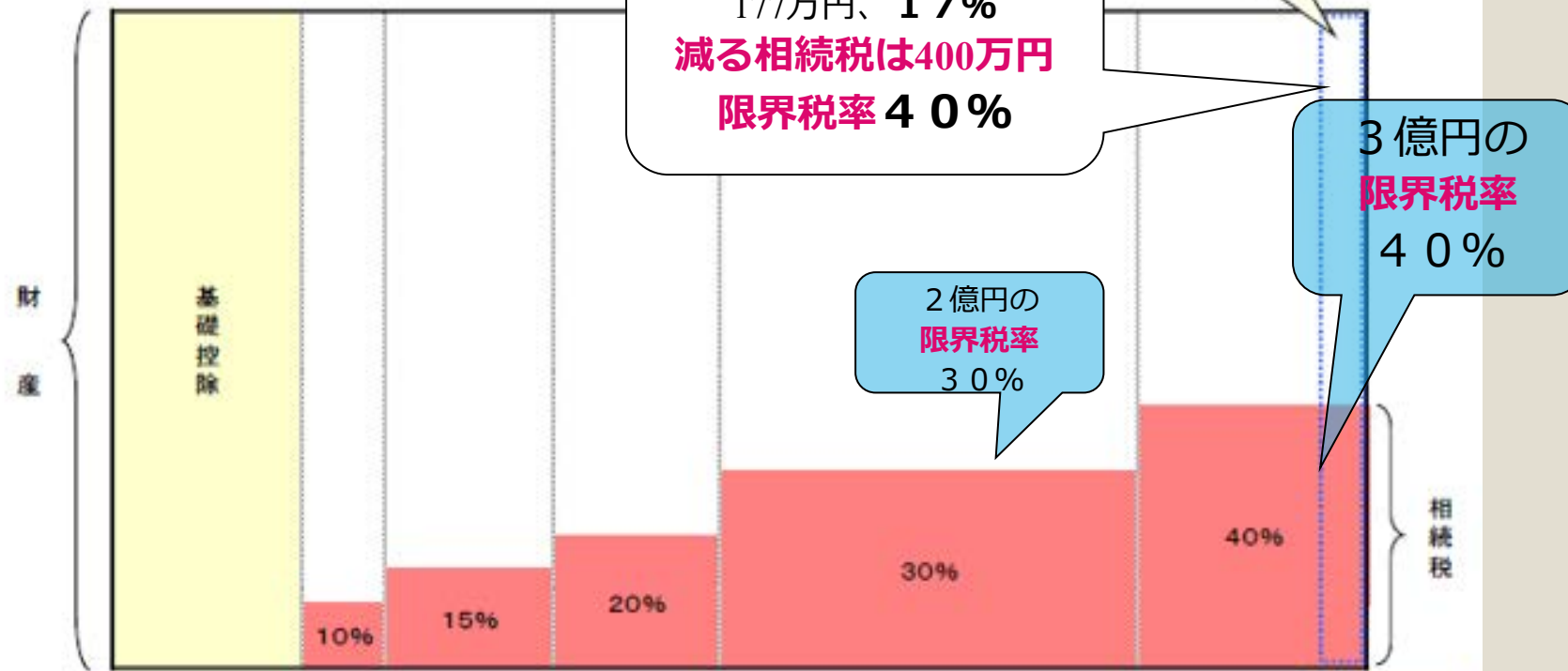
増 与 額	贈 与 税 (A)	相続税減少額 (B)	差引軽減額 (B) - (A)
110万円	0円	44万円 40%	44万円
500万円	48.5万円 10%	200万円 40%	151.5万円
1000万円	177万円 18%	400万円 40%	223万円
3000万円	1035万円 35%	1200万円 40%	165万円
4000万円	1530万円 38%	1600万円 40%	70万円※
5000万円	2050万円 41%	2000万円 40%	△50万円

贈与税を払っても贈与した方が**限界控除**以下なら有利になる場合がある！更に分割すれば税負担軽くなる。ただし、

贈与をすると税率の**高い**ところから減る

生前贈与による節税対策のイメージ

● 相続人:子2人 遺産総額:3億円



相続財産が多い人ほど贈与による節税効果が出る！

VII. 贈与財産に相続税？ 110万円以下でも

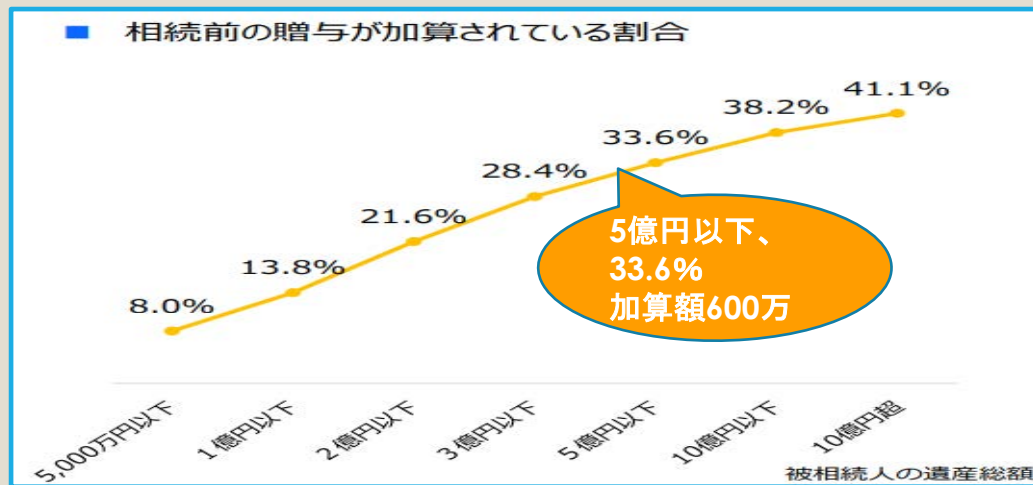
①暦年贈与 改正前

2023年（令和5年）12月31日までの贈与に適用相続開始3年以内贈与持戻し

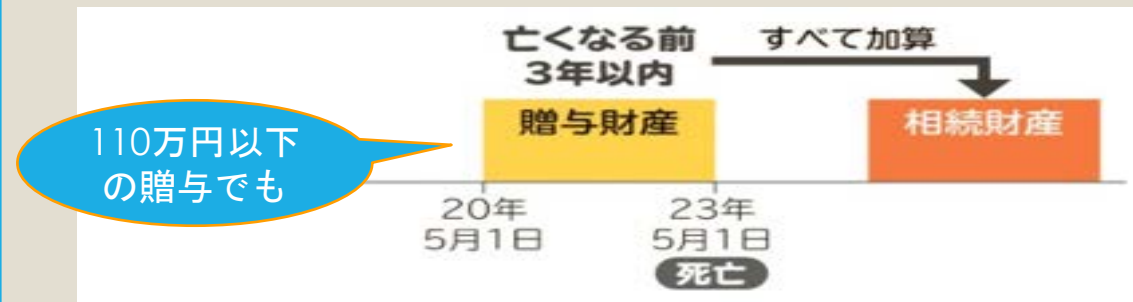
○適用対象者・・・**相続・遺贈**で財産を取得した**人**

○加算される財産・・・被相続人から貰った財産

○加算される金額・・・贈与した時の価額



対策：相続人にするなら**早めに！**
または、**相続人以外（孫・嫁）**に贈与！



『**さ** 三年以内の贈与に忍び
寄る相続税』にご注意！

改正後の贈与は

②暦年贈与の改正 7年前の贈与に相続税

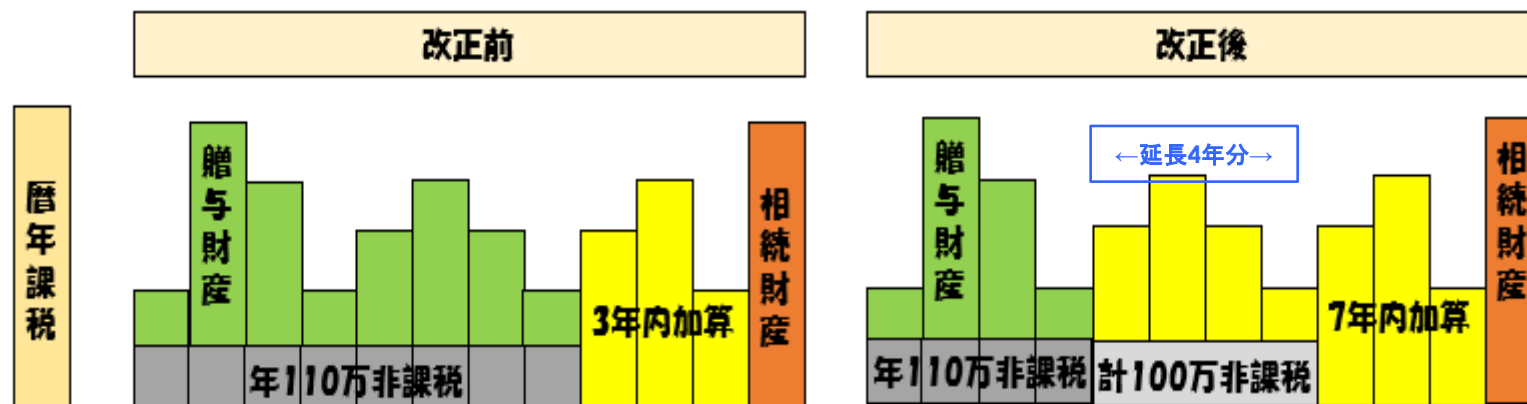
段階的に

2024年（令和6年）の贈与より相続開始前7年以内贈与持戻し（但し延長4年分の贈与額の合計から100万円控除）

○適用対象者・・・**相続・遺贈**で財産を取得した**人**

○加算される財産・・・被相続人から貰った財産

○加算される金額・・・贈与した時の価額

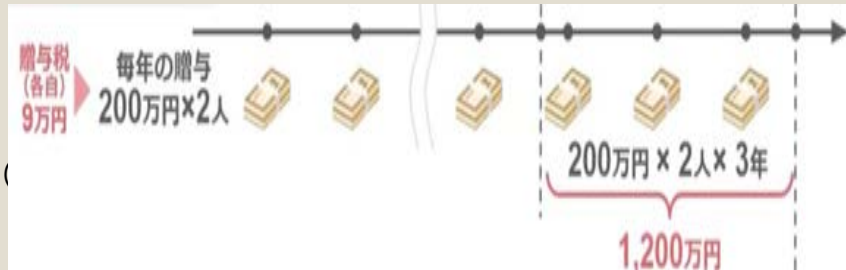


仮に、今年から贈与を初めて10年後に亡くなった場合どれくらい増税になるか見てみましょう。私遠山順子のケース。
子供二人遺産額夫から1億6千万、自分の財産4千万円の合計2億円。

③事例：遠山順子（65歳）のケース暦年贈与（今までと同じやり方だと増税）

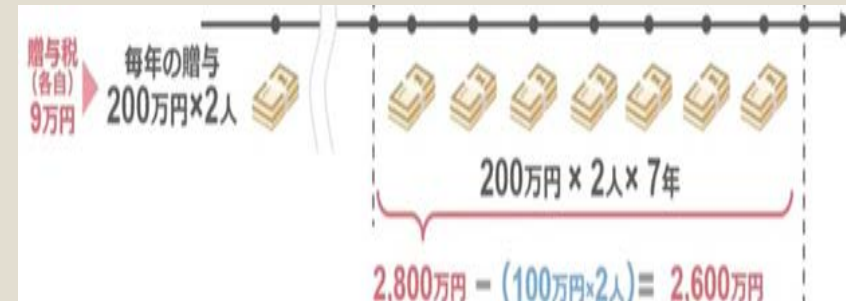
（令和5年から二人の子供達に毎年200万円ずつ贈与し、10年後の令和15年（2033）に相続発生すると仮定、何もしないと**3340万円の相続税**を支払うことになるが、合計で4000万円贈与し、2億円が1億6千万円に減少しているとしたら、その相続税は改正後348万円増税となる！

改正前



1億6千万円 + 1200万円 = 17200万円
（相続人2人の基礎控除）
1億7200万円 - 4200万円 = 1億3000万円
1億3000万円 × 1/2 = 6500万円
6500万円 × 30% - 700万円 = 1250万円
（相続税） （3年分の贈与税）
1250万円 - （9万円 × 3） = 1223万円
（一人分の相続税）
1223万円 × 2 = **2446万円**
贈与により894万円相続税減額できる

改正後

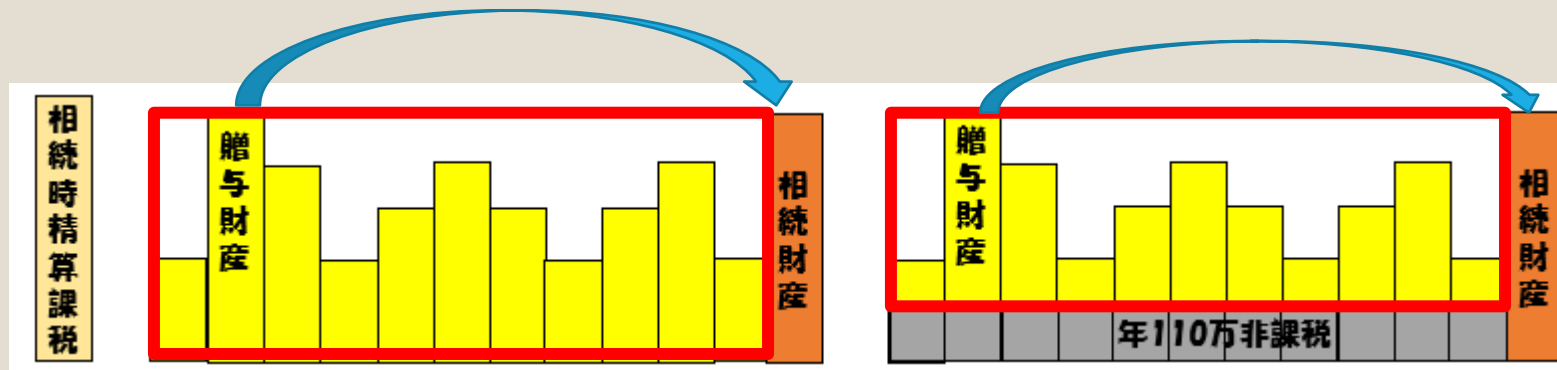


1億6千万円 + 2600万円 = 18600万円
1億8600万円 - 4200万円 = 1億4400万円
1億4400万円 × 1/2 = 7200万円
7200万円 × 30% - 700万円 = 1460万円
1460万円 - （9万円 × 7） = 1397万円
1397万円 × 2 = **2794万円**
改正後は**348万円の増税**となる！

※対策 相続で財産を引き継ぐ子供ではなく孫二人に贈与すれば、加算が全くなく相続税は**2140万円**と大きな節税になる！改正後は相続人の子供から孫嫁？気持ちちは？

④ 改正後の相続時精算課税制度

選択後110万円の基礎控除しかも申告不要



一度相続時精算課税制度を選択した後の贈与は**全て**相続財産に足し戻し、しかも、2500万円の特別控除内であっても、贈与の度に**申告が必要**。申告しないと20%の納税義務が生じる。

一度相続時精算課税制度を選択した後は、毎年110万円までは課税されない。しかも、110万円以下の贈与なら**申告も不要**。

⑤遠山順子（65歳）のケース相続時精算課税

今年から200万贈与を二人に10年続けると**3340万円**の相続税はどうなるか？

①相続税の節税効果に対する改良

現行

贈与分全額相続時に
足し戻し要

2024年1月1日以降

年間110万円までは、
足し戻し不要

(相続財産)(選択後の全て贈与)
 $1\text{億}6\text{千万円} + 4000\text{万円} = 2\text{億円}$
(相続人2人の基礎控除)
 $2\text{億円} - 4200\text{万円} = 1\text{億}5800\text{万円}$
 $1\text{億}5800\text{万円} \times 1/2 = 7900\text{万円}$
 $7900\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1670\text{万円}$
 $1670\text{万円} \times 2 = \mathbf{3340\text{万円}}$
(暦年贈与と比べて**894万円**↑)

つまり**節税効果は全くない!**

$(1\text{億}6\text{千万円} + \mathbf{4000\text{万円}} - 110\text{万円} \times 9 \times 2\text{人分})$
 $= 1\text{億}8020\text{万円}$
 $1\text{億}8020\text{万円} - 4200\text{万円} = 1\text{億}3820\text{万円}$
 $1\text{億}3820\text{万円} \times 1/2 = 6910\text{万円}$
 $6910\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1373\text{万円}$
 $1373\text{万円} \times 2 = \mathbf{2746\text{万円}} \text{ (594万円↓)}$

(改正後は110万円の非課税分の節税効果生じ、**暦年贈与を選択するよりも48万円+暦年贈与なら支払うべき10年間分の贈与税180万円税と合計で228万円減少**)

申告は必要だが生前に何の税負担もなく節税が実現できる!

⑥遠山順子（65歳）のケース贈与戦略総括

★慎重派でいくなら

○子供二人に毎年**200万円の贈与**の場合

暦年贈与より、**精算課税制度の方が節税になる。**

加算されない3年間の贈与額1200万円＋100万円の控除二人分の200万円の合計額1400万円から贈与税額の合計54万円を差し引いた金額1346万円より9年間分の相続精算課税制度の非課税額の合計1980万円の方が大きいから。

受贈者を加算対象にならない子供の配偶者や孫にすれば、暦年贈与の方が確実に節税になるが、気持ちの問題や教育的配慮の問題が生じる。

★積極派でいくなら

○もし、子供たちに毎年**500万円の贈与**にすると

相続時精算課税制度の利用するより**暦年贈与の方が節税になる。**

加算されない3年間の合計3000万円の贈与プラス100万円の控除二人分200万円の合計3200万円の方が相続時精算課税制度を使った場合の9年間の非課税額の合計額1980万円より大きいから。

受贈者を加算対象にならない子供の配偶者や孫にすれば、更に節税効果が大きくなるが、気持ちの問題や教育的配慮の問題が残る。

⑦10年後の相続から見る暦年贈与・相続時精算課税の選択による加算額総額の相違

贈与年	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1	加算する金額
受贈金額	 110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	(1,100)
暦年課税				340 (110×4-100)				110	110	110	670
精算課税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受贈金額	 310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	(3,100)
暦年課税				1140 (310×4-100)				310	310	310	2,070
精算課税	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	2,000
受贈金額	 400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	(4,000)
暦年課税				1500 (400×4-100)				400	400	400	2,700
精算課税	290	290	290	290	290	290	290	290	290	290	2,900
受贈金額	 500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	(5,000)
暦年課税				1900 (500×4-100)				500	500	500	3,400
精算課税	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	3,900
受贈金額	 000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	(10,000)
暦年課税				3900 (1000×4-100)				1,000	1,000	1,000	6,900
精算課税	890	890	890	890	890	890	890	890	890	890	8,900

【ご参考】 改正の年度別取り扱い

令和5年度税制改正

○相続時精算課税

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
改正の適用		1/1以降							
基礎控除110万円(年間)		相続の際の加算の対象から除外							
※特定贈与者が複数人の場合の110万円の按分は今後政令で規定する。									

○暦年贈与

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
改正の適用		1/1以降			1/1以降				1/1から7年
贈与加算の対象		従来と同じ3年			R6.1.1以降分を加算				7年加算
延長分の加算額から100万円控除									

相続開始前7年分の
贈与が加算さ
れるのは令和13
年の相続から

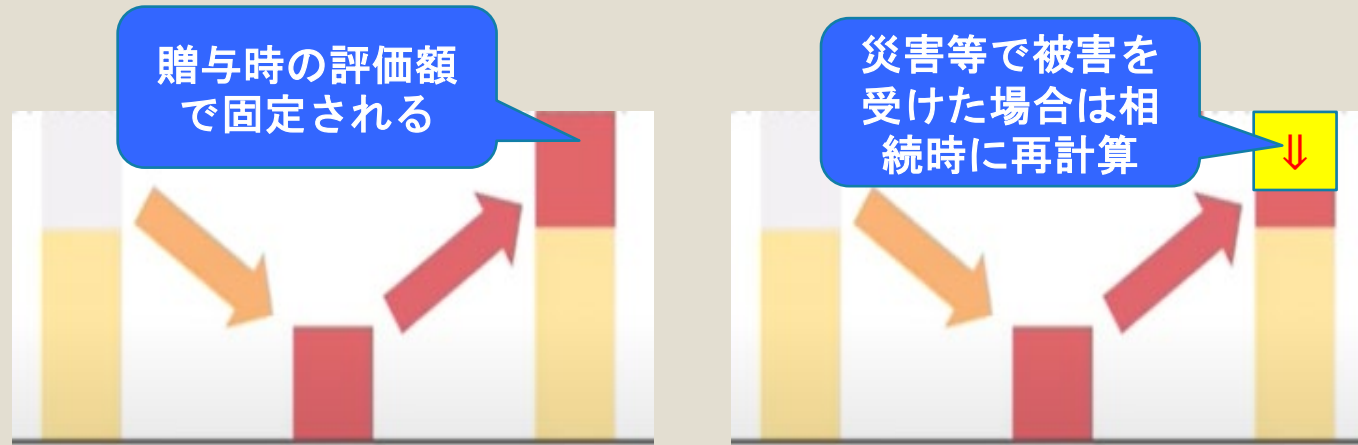
○教育資金の贈与

改正の適用	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	4/1以降			3/31まで

- ・小規模宅地の特例適用後の課税価格5億円超の場合は、受贈者の年齢にかかわらず管理残額を加算する。
- ・受贈者が30歳になった時の課される贈与時は一般税率により計算する。

⑧相続時精算課税制度の安心の改正

②贈与した**不動産の価値**が災害で一定以上の被害を受けた場合



折角贈与した賃貸物件が地震で倒壊してしまったような場合、改正前は贈与時の評価額で相続財産に持ち戻ししなければならないが改正後は再評価できるようになる。ただし、**株式は対象外!** □

XI. 贈与を有効にする為の証拠は何？

(1) 調査に耐えられる贈与とは

- ① **署名押印**のある『**契約書**』を作成する
- ② 現金だったら受贈者が使っている**口座に振り込み**をする。
- ③ 不動産だったら登記をする
- ④ 贈与した相手に**通帳と印鑑を渡す**。
- ⑤ 通帳の**数字が動いて（使って）**いる
- ⑥ 110万円超えたら**もらった人が申告&納税**
- ⑦ **調査の際に贈与と主張する！**

申告しただけじゃダメ！ 名義預金は贈与自体が成立していないので時効がない（貸付債権として相続財産に）

契約書以外に簡単に証拠を残す方法『暦年贈与信託』

『生前贈与機能付き保険』（一時払いの終身保険）

贈与契約書

贈与者 遠山順子 と受贈者 遠山伊織 との間で、下記のとおり贈与契約を締結した。

第一条 遠山順子はその所有する下記財産を遠山伊織に贈与するものとし、遠山伊織はこれを受諾した。

贈与財産 ○○○

第二条 遠山順子は、上記財産を令和○○年○○月○○日までに遠山伊織に引き渡すこととする。

令和○○年○○月○○日

自書が
望ましい

記名ではなく
署名が望ましい

贈与者	住 所	東京都新宿区下落合 3-2-6
	氏 名	遠 山 順 子 ㊞ 署名押印

受贈者	住 所	東京都新宿区下落合 3-2-6
	氏 名	遠 山 伊 織 ㊞ 署名押印

※ (親権者)	遠 山 秀 幸 ㊞ 署名押印
---------	----------------

※未成年者の場合は、このように記載する。

記名ではなく
署名が望ましい

書面による贈与は契約
日に贈与成立。まとめ
て連年で贈与する際
には年度の間違えに注意

(2) 税務調査の中心は名義預金

名義預金（相続税の対象）

- 贈与の事実がない
- 通帳の名義人が**知らない**
- 通帳が贈与者の金庫等の中に保管してある
- 結婚した娘の旧姓の預金
- 住所が実家になっている
- 普通預金口座がなくて定期預金だけある

相続税の対象

贈与が成立している預金

- 贈与の事実を立証できる
- 贈与契約書がある
- 贈与税の申告がある
- 贈与税の申告はないが、**贈与の事実があり時効**を主張できる
- **貰った人が自由に使える**ようになっている

相続税の対象外

4

税務調査における申告漏れ財産ベスト3

- 1位 現金預貯金 30.1%
- 2位 有価証券 16.1%
- 3位 土地 10.7%

X. 来年以降の我が家の贈与は何を使う？

贈与者 (年齢・財産別)	受贈者	使うべき贈与税制度	理由
①平均寿命に近い方 (男性75歳、 女性80歳以上)	法定相続人 (配除) 法定相続人以外	相続時精算課税制度 暦年贈与 (高額) ※	非課税利用可 相続財産加算無
②平均寿命まで時間がある (60~70歳) 財産額1億円以下	法定相続人 (配除) 法定相続人以外	相続時精算課税制度 暦年贈与 (少額) ※	非課税利用可 相続財産加算無
③60~70代で 財産額1億~3億★	法定相続人 (配除) 法定相続人以外	相続時精算課税制度 (慎重派) 暦年贈与 (中額) ※	健康な積極派は (暦年贈与) 相続財産加算無
④60~70代 (それ以上) で 財産額3億超かつ 健康に自信有 & 現役	法定相続人 (配除) 法定相続人以外	暦年贈与 (高額) 暦年贈与 (高額)	積極的に節税可 相続財産加算無

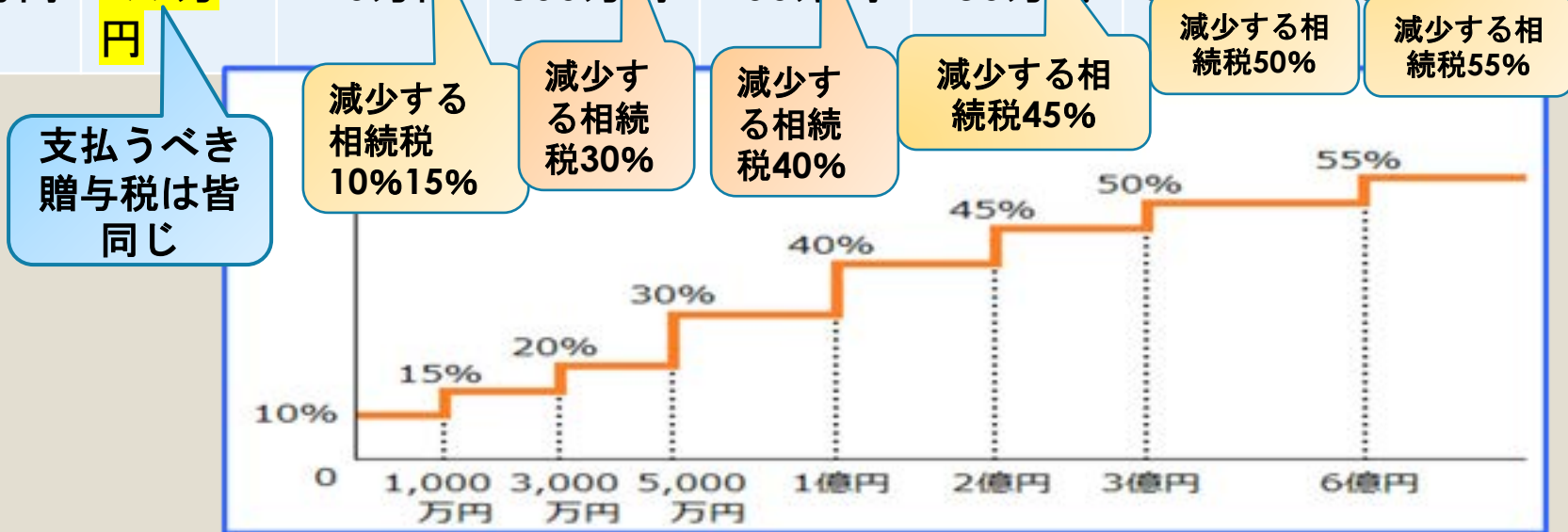
【贈与額の目安】

- ※ 高額 但し、相続税の限界税率以下の贈与額
- ※ 中額 基礎控除以上限界税率以下 (例えば500万円)
- ※ 少額 基礎控除以下

節税目的の後悔しない贈与額は110万円じゃない

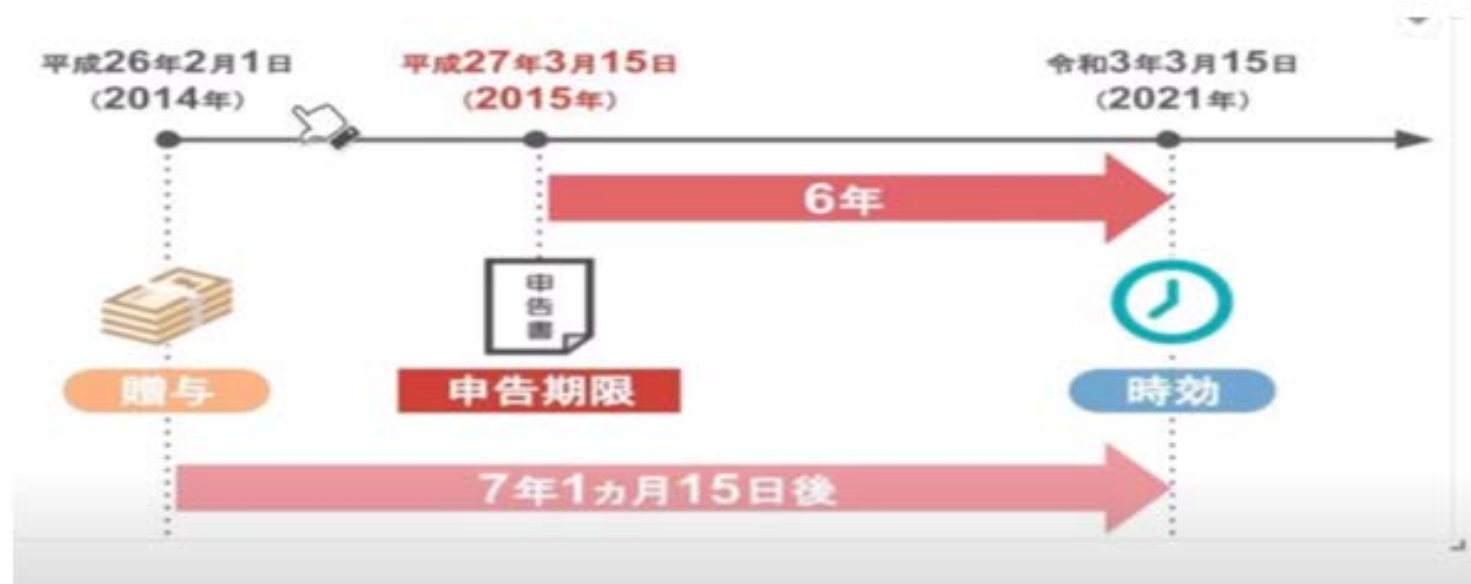
(贈与税を払うと資産家ほど相続税が減る、遺産別相続税減少額一人っ子的場合)

贈与額	贈与税	遺産5千 相続税 減少額	遺産1億 相続税 減少額	遺産2億 相続税 減少額	遺産3億 相続税 減少額	遺産5億 相続税 減少額	遺産10億 相続税 減少額
110万円	0円	16.5万 円	33万円	44万円	49.5万 円	55万円	60.5万 円
200万円	9万円	30万円	60万円	80万円	90万円	100万円	110万円
500万円	48.5万円	70万円	150万円	200万円	225万円	250万円	275万円
1000万円	177万 円	120万円	300万円	400万円	450万円	500万円	550万円



(3) 贈与の時効は6年、悪質な場合は7年

(後)妻Aは夫Bから合計4000万円から贈与されたが、全く申告をしていなかった。夫Bは2020年4月に死亡した。妻名義の預金4000万円のうち2014年2月1日に贈与を受けた1000万円のみ時効が成立していない。相続財産として申告するか、贈与税の期限後申告を提出するか？



贈与は成立していると考えられるので贈与税の期限後申告をして231万円の贈与税と無申告加算税延滞税を支払うことを選んだ。

XII. 贈与にまつわるトラブルと解決法

① 不平等な贈与

四人の相続人のうち、贈与を受けた金額が他の3人の相続人と比べて少なかった相続人のひとりが、遺産分割協議後に調停を申し立てた。生前贈与は特別受益に当たり、遺産分割の際に全て持ち戻して遺産分割をやり直すよう主張している。

相続から3年経った令和5年6月現在いまだ解決に至らない。

民法 遺言書がないときの遺産分割の対象財産

10年以内の
贈与に限定
されるのは
遺言書があ
る場合のみ

一生分の
贈与

相続開始時の遺産

② 贈与の際の贈与者である『**母親の判断能力**』の有無を巡って
課税当局に意思能力なしとされた。

③ 財産の贈与を受けたが、『**贈与税が高すぎて払えない**』。

④ 相続時精算課税制度を適用したかどうか分からない！

①特別受益の持ち戻し【被相続人の生前の財産の使いみちの追跡（同居相続人による説明）で不平等な生前贈与が判明しトラブルに！】

項目		減額原因	備 考
預金相続	350,000,000		
マンション家賃	18,000,000		10万×12×15年
マンション売却手取り	28,000,000		
年金	40,300,000		遺族年金、個人年金の合計額
生活費（ホーム入居前）		37,620,000	12万円24.5年、デイサービス1.5万円13年
生活費（ホーム入居後）		26,200,000	33万円×12×6.5年
マンション管理費		8,550,000	
冠婚葬祭&新年会		50,700,000	新年会1550万円、孫の入学祝、結婚祝い
趣味・娯楽他（家具車）		34,760,000	国内外旅行、装飾品、趣味、家具家電、車5台
名義預金贈与（無申告）		116,000,000	2900万円×4人（2003年8月）契約書擬き有
住宅資金支援（無申告）		39,700,000	3人分（2000年～2005年）証拠なし
不明金		22,370,000	長女の家持ち分？
相続時預金残高		100,400,000	（名義預金1500万円、現金1000万円含む）
合 計	436,300,000	436,300,000	

被相続人の母親と相性が悪かった相続人ひとりだけ、母からの住宅取得資金援助が受けられなかった！

②認知症の人の判断能力の証明

認知症の母親自宅の建直しと贈与の了解

診断書（証明書）

氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
生年月日 昭和4年3月10日

上記の者は、（疾病名） 認知症、アルツハイマー病
であるが、下記の件意思表示が明確にでき、判断能力に問題ない事を証明する。

☐ 築50年を超え著しく老朽化した自宅の建て替え
☐ 孫の住宅資金の贈与

令和3年10月1日

病院所在地 [REDACTED]
病院名 [REDACTED]
担当医師 [REDACTED]

上記者は認知症であるが、下記の件の意思表示ができ判断能力に問題ないことを証明する。

- 築50年の老朽化した自宅の建替え
- 孫の住宅資金贈与

③贈与税が払えない 贈与がなかったことに出来るか？

Q. 私は観光業を営んでおりますが、コロナの影響で売り上げが大幅に落ち込んでしまい、生活が苦しくなりました。そこで、昨年6月に母の所有する賃貸物件（土地建物）の贈与を受けましたが、思いのほか、贈与税が高額すぎて支払えません。母の名義に戻して贈与を取り消したいですが、果たして、認められるのでしょうか？当然、賃料も母に返還するつもりです。

A. 贈与契約が成立した後に任意による取り消しがあっても原則として課税が行われます。ただし、一定の要件の下、贈与税の課税が行われない場合があります。

①贈与契約の取り消しが贈与のあった日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限までに行われたものであること。

②取り消しがされたことが名義の変更等により確認できること。

③贈与財産が処分されている、もしくは担保物件等の目的とされ、または受贈者の債務の差押えになっていないこと。

④贈与財産の受贈者がその財産の果実を収受していないこと、収受している場合にはその果実を贈与者に引き渡していること

⑤①～④のいずれにも該当しているときは税務署長が認めた場合は当該贈与はなかったものとして取り扱うことが出来るものとなっています。

④精算課税制度を適用したかどうかわからない！

(贈与税調査で最も指摘されやすく、逃げようもない！)

①税理士は**申告前**に開示請求を行う
→3年以内（7年以内）贈与が他の相続人に
分かってしまう。
→相続時精算課税贈与が他の相続人に分
かってしまう。

②修正申告で生前贈与分を加算することにな
ると、**相続人全員の贈与税が増える**。
→おれは貰っていないのに相続税が増える
のは納得がいかない！という人がいるかも。

③相続を契機に仲が悪くなる！

④相続人自身が贈与を受けたかどうかわか
らないときは、申告書の閲覧請求が出来る。

特 第 号
令和 4 年 12 月 21 日
住所又は居所 (所在地)
氏名又は名称 殿 税務署長 印

相続税法第49条第1項の規定に基づく請求に対する開示書

令和4年12月16日に相続税法第49条第1項の規定に基づく請求があった贈与税の課税価格については、下記のとおり開示します。
なお、この開示書は、令和4年12月16日現在の課税価格に基づいて作成しています。

記

1 開示対象者(開示対象者が7名以上の場合は開示書付表に記載しています。)

住所又は居所(所在地)	氏名又は名称
以下余白	

2 相続開始前3年以内の贈与(3に該当する贈与を除く。)

贈与税の課税価格の合計額	該当なし 円
--------------	--------

3 相続税法第21条の9第3項に該当する贈与(相続時精算課税適用分)

贈与税の課税価格の合計額	25,000,000 円
--------------	--------------

(資4-92-2-A4統一)

まとめ

- 暦年贈与の加算期間が3年から7年に延長
⇒ 果たして、大增税時代になったのでしょうか？



相続時精算課税贈与の基礎控除を活用すれば、これまでよりも有利なケースあり

- 相続時精算課税贈与の基礎控除110万円創設
⇒ これからは相続時精算課税贈与を勧めていけば間違いないでしょうか？

推定相続人以外（子の配偶者・孫）への暦年贈与は有利
推定相続人には早めに暦年贈与、亡くなる7年前からは相続時精算課税で贈与

○贈与の事実を証明できるものきちんと残しておこう！ 贈与は出来ればオープンに平等に。

○生活費・教育費の贈与の非課税も上手に使いましょう。

○対策の答えは一つではありません。

贈与は心のキャッチボール

贈与は本来節税のためにするものではなく、
必要な時に必要な人をサポートするために有ります。

感謝をしてくれる人を応援したくなるのは
誰でも同じです。**頑張ってきた自分にもご褒美を！**

また、親族以外への贈与で社会貢献もできます。

贈与を受けた人は感謝を示すことを忘れないことが
より豊かな人生に繋がります。

お元気ですか

3

贈与は心のキャッチボール

贈与税の持ち戻し期間が、3年から7年に改正されます。

「早く贈与してくれないか！」
子と孫に贈与した。返事もなく、お礼もない。
電話で「来年は、金額を増やしてくれないか...」
もう、贈与はしません！

長い間、身の回りを世話してくれているAさんに、
感謝の気持ちとして贈与しました。
「ありがとうございます。ご恩は一生忘れません」
「こちらこそ、あなたに出会えて幸せでした！」
2人は手を取り合って喜びました。

贈与は、心のキャッチボールです。



令和5年3月吉日
本郷 尚
Hongo Takashi

株式会社タクトコンサルティング Tel. 03-5208-5400 Fax. 03-5208-5490
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル17F(丸の内MYビル7A)

贈与で感謝のキャッチボールを！

講師紹介

- 名前 遠山 順子
- 出身 東京都大田区
- 出身校 都立三田高校
青山学院大学経営学部卒
- 略歴 外国政府機関の秘書
- 現在 税理士法人とおやま 代表税理士・米国公認会計士
青山学院大学経済学部特別講師
レディフォー財団 監事
- 趣味 ハープの演奏・墨絵
- 連絡先 ご質問があれば、メール下さい。
tji@to-yama.com.

